



Title	春秋經傳集解譯稿（七）：僖公十五年～二十四年
Author(s)	岩本，憲司
Citation	中国研究集刊. 1999, 24, p. 55-121
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60812
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

春秋經傳集解譯稿(七)

— 僖公十五年 — 二十四年

岩 本 憲 司

(跡見學園女子大學)

〔僖公十五年〕

經十有五年春王正月公如齊

②傳はない。諸侯は、五年に二度、朝し合うのが、禮である。例は、文公十五年にある。

附 文公十五年の傳文に「夏曹伯來朝 禮也 諸侯五年再相朝 以脩王命 古之制也」とあり、注に「十一年曹伯來朝 雖至此乃來 亦五年」とあるのを參照。なお、疏に「此十年公如齊 至此則六年 非五年再朝之事 杜引之者 以去朝歲亦五年 故引證之 劉炫云 杜云禮者 謂文十五年傳爲禮 此仍非禮也」とある。

經楚人伐徐

經三月公會齊侯宋公陳侯衛侯鄭伯許男曹伯盟于牡丘

③「牡丘」は、地名で、闕〔不明〕である。

經遂次于匡

④「匡」は、衛地で、陳留の長垣縣の西南部にあった。

附「漢書」地理志上「陳留郡〔中略〕長垣」の注に「孟康

曰 春秋會于匡 今匡城是」とあるのを參照。

經公孫敖帥師及諸侯之大夫救徐

⑤「公孫敖」は、慶父の子である。諸侯は、盟がおわると、匡で宿營し、いづれもみな、大夫に、兵をひきいて徐を救援させた。だから、國ごとに一々ならべることはしなかったのである。

經夏五月日有食之

經秋七月齊師曹師伐厲

⑥「厲」は、楚の同盟國である。義陽の隨縣の北部に厲鄉がある。

附『漢書』地理志上に「南陽郡（中略）隨 故國 厲鄉

故厲國也」とあるのを参照。なお、惠棟『春秋左傳補註』

に「案桓十三年傳云 楚子使賴人追之 杜注與此畧同

昭四年經云 楚伐吳 遂滅賴 公羊傳于此年賴作厲 釋

文云 厲如字 又音賴 公羊傳十五年釋文云 厲舊音賴

則知厲與賴本一國 古音通 故或作厲 或作賴也」と

ある。

經八月螽

⑨傳はない。災害をもたらした（から書いた）のである。

附莊公二十九年の傳文に「凡物 不爲災 不書」とあるのを参照。

經九月公至自會

⑩傳はない。

經季姬歸于鄆

⑪傳はない。（經が、前年に）里歸りしたことを書かず、

ここで「歸」と書いているのは、それによって、（鄆との婚姻を）途中で（一度）絶ったことを明らかにしたのである。

附十四年の傳文に「鄆季姬來寧 公怒止之 以鄆子之不朝也 夏過于防而使來朝」とあり、注に「來寧不書 而後

年書歸鄆 更嫁之文也 明公絶鄆昏 既來朝而還」とあるのを参照。

經己卯晦震夷伯之廟

⑫「夷伯」は、魯の大夫で、展氏の祖父である。「夷」は諡で、「伯」は字である。「震」とは、かみなりが落ちたのである。大夫は、死後には、字を書く。

附注の「夷伯 魯大夫 展氏之祖父」については、下の傳文に「震夷伯之廟 罪之也 於是展氏有隱慝焉」とあるのを参照。また、穀梁傳文に「夷伯 魯大夫也」とあるのを参照。なお、敦煌本（P. 二五六二）では、注の「祖父」を、「父祖」に作っている。

注の「震者 雷電擊之」については、公羊傳文に「震之者何 雷電擊夷伯之廟者也」とあるのを参照。また、隱公九年「三月癸酉大雨震電」の何注に「有聲名曰雷 無聲名曰電」とあるのを参照。

注の「大夫既卒書字」については、莊公二十七年「秋公子友如陳葬原仲」の注に「原仲 陳大夫 原氏 仲字也 禮臣既卒不名 故稱字」とあるのを参照。なお、その附も参照。

なお、疏に「公羊穀梁傳 皆以晦爲冥 謂晝日闇冥也 杜以長麻推 己卯晦 九月三十日 春秋值朔書朔 值晦

書晦 無義例也」とある。ちなみに、『漢書』五行志下之上にも「劉歆以爲春秋及朔言朔 及晦言晦」とある。

經冬宋人伐曹 楚人敗徐于婁林

㊤「婁林」は、徐地である。下邳の僮縣の東南部に婁亭がある。

經十有一月壬戌晉侯及秦伯戰于韓 獲晉侯

㊤例では、大夫を得た場合に「獲」という。晉侯は、恩恵に背いて親をなくし（十四年傳文）、諫言に耳をかさず、卜いにさからった（下の傳文）から、貶絶して、格下の衆臣の例に従い（「獲」といい）、「以歸」とは言わなかったのである。「敗績」と書いていないのは、晉の師が總くずれたわけではなかった、からである。

附注の「例得大夫曰獲」については、昭公二十三年の傳文に「書曰 胡子髡沈子逞滅 獲陳夏留 君臣之辭也」とあり、注に「國君 社稷之主 與宗廟共其存亡者 故稱滅 大夫輕 故曰獲」とあるのを参照。また、經の注に「國雖存 君死曰滅」とあり、「大夫死生通曰獲」とあるのを参照。

注の「不言以歸」については、定公六年に「春王正月癸亥鄭游速帥師滅許 以許男斯歸」とあるのを参照。なお、

疏に「國君生獲 則曰以歸」とある。

注の「不書敗績 晉師不大崩」については、莊公十一年の傳文に「大崩曰敗績」とあるのを参照。

團十五年春楚人伐徐 徐即諸夏故也 三月盟于牡丘 尋葵丘之盟 且救徐也

㊤「葵丘の盟」は、九年にある。

附九年に「九月戊辰諸侯盟于葵丘」とある。

團孟穆伯帥師及諸侯之師救徐 諸侯次于匡以待之

團夏五月日有食之 不書朔與日 官失之也

團秋伐厲 以救徐也

團晉侯之入也 秦穆姬屬賈君焉

㊤「晉侯の入國」は、九年にある。「穆姬」は、申生の姉で、秦の穆公の夫人である。「賈君」は、晉の獻公の次妃で、賈の女である。

附注の前半については、九年の傳文に「齊隰朋帥師會秦師 納晉惠公」とある。

注の後半については、莊公二十八年の傳文に「晉獻公娶于賈 無子 烝於齊姜 生秦穆夫人及大子申生」とある

のを参照。また、『國語』晉語三の韋注に「惠公蒸於獻公夫人賈君」とあるのを参照。なお、疏に「言娶于賈則是正妃 杜言次妃者 蓋杜別有所見也」とある。ちなみに、異説として、『國語』晉語三の韋注に「唐以賈君爲申生妃」とある。これについては、惠棟『春秋左傳補註』に「案獻公取于賈 則是正妃 爲惠公之適母 何須穆姬之屬 唐尙書曰 賈君 申生妃 故僖十年傳云 夷吾無禮 此爲近之」とあるのを参照。

團且曰 盡納羣公子

㊦「羣公子」とは、晉の武公・獻公の族である。宣公二年の傳に「驪姬の事件のとき、羣公子を許容しないとちかった」とある。

附『國語』晉語二「盡逐羣公子」の韋注に「羣公子 獻公之庶孽及先君之支庶也」とあるのを参照。

團晉侯悉於賈君 又不納羣公子 是以穆姬怨之 晉侯許賂中大夫

㊦「中大夫」とは、國內の執政の里(克)・平(鄭)たちである。

附『國語』晉語二に「公子夷吾出見使者 再拜稽首 起而不哭 退而私於公子繫曰 中大夫里克與我矣 吾命之以汾陽之田百萬 平鄭與我矣 吾命之以負蔡之田七十萬」とあるのを参照。

團既而皆背之 賂秦伯以河外列城五 東盡虢略 南及華山 內及解梁城 既而不與

㊦「河外」は、河南である。「東盡虢略」とは、河南から東、虢の境界まで、ということである。「解梁城」は、今の河東の解縣である。「華山」は、弘農の華陰縣の西南部にあった。

附莊公二十一年の傳文「王與之武公之略自虎牢以東」の注に「略 界也」とあるのを参照。

團晉饑 秦輸之粟

㊦十三年にある。

附十三年の傳文に「冬晉荐饑 使乞糴于秦(中略) 秦於是乎輸粟于晉」とある。

團秦饑 晉閉之糴

㊦十四年にある。

附十四年の傳文に「冬秦饑 使乞糴于晉 晉人弗與」とある。

團故秦伯伐晉 卜徒父筮之 吉

㊦「徒父」は、秦の龜卜をつかさどる者である。卜人が筮を用いたため、三易の占に通じていなかったから、自分が知っている雜占によって、言ったのである。

團涉河 侯車敗 詰之

㊦秦伯の軍が黃河をわたると、晉侯の車がこわれる、とい

うことである。秦伯は、理解せず、こわれるのは自分の方であると思ったから、詰問したのである。

團對曰 乃大吉也 三敗 必獲晉君 其卦遇蠱䷑

㊤下が巽(三)で上が艮(三)のが、「蠱」(䷑)である。

團曰 千乘三去 三去之餘 獲其雄狐 夫狐蠱 必其君也

㊤『周易』においても、「大川をわたるのによい。往って事をおこなう」(彖傳)とあって、やはり、秦が晉に勝つという卦である。今こで言っているものは、おそろく、卜筮の書の雜辭であろう。(なお)狐蠱を君としていることについては、その義は、狐蠱によって晉の惠公を喻えようとしている、ということだが、その象は、不明である。

團蠱之貞 風也 其悔 山也

㊤内卦(下體)を「貞」といい、外卦(上體)を「悔」という。(内卦の)巽は風で、秦の象である。(外卦の)艮は山で、晉の象である。

附注の前半については、『書』洪範に「曰貞曰悔」とあり、僞孔傳に「内卦曰貞 外卦曰悔」とあるのを参照。また、『説文』に「𪔐 易卦之上體也 商書曰貞曰𪔐」とあるのを参照。

注の後半については、『易』説卦傳に「巽爲風」とあり、「艮爲山」とあるのを参照。なお、疏に「凡筮者 先爲

其内 後爲其外 内卦爲己身 外卦爲他人 故巽爲秦象 艮爲晉象」とある。

團歲云秋矣 我落其實而取其材 所以克也

㊤周正の九月は、夏正の七月にあたり、孟秋である。艮は山で、山には木がある。今、季節はすでに秋だから、風が吹いて山の木の実を落とせば、木材を取れる、ということである。

團實落材亡 不敗何待 三敗及韓

㊤晉侯の車が三度こわれたのである。

團晉侯謂慶鄭曰 寇深矣 若之何 對曰 君實深之 可若

何 公曰 不孫 卜右 慶鄭吉 弗使

㊤不遜なのをにくみ、車右にしなかった。これぞ、夷吾はねたみが多い、ということである。

附九年の傳文に「今其言多忌克」とあるのを参照。

なお、『史記』晉世家「公曰 鄭不孫」の(集解)に「服虔曰 孫 順」とある。

團歩揚御戎 家僕徒爲右

㊤「歩揚」は、卻犇の父である。

附成公十一年「晉侯使卻犇來聘 己丑及卻犇盟」の疏に引く『世本』に「(卻)豹生義 義生歩揚 揚生州」とあるのを参照。

なお、『史記』晉世家「乃更令歩陽御戎 家僕徒爲右」

の〈集解〉に「服虔曰 二子 晉大夫也」とあり、『國語』晉語三「以家僕徒爲右 步揚御戎」の韋注に「家僕徒 晉大夫 步揚 晉大夫」とある。

團乘小駟 鄭入也

㊤鄭が獻じた馬で、名を「小駟」といった。

團慶鄭曰 古者大事 必乘其產 生其水土而知其人心 安

其教訓而服習其道 唯所納之 無不如志 今乘異產以從

戎事 及懼而變 將與人易

㊦人の意志に違反する、ということである。

附哀公元年の傳文「吾先大夫子常易之 所以敗我也」の注

に「易猶反也」とあるのを参照。

團亂氣狡憤 陰血周作 張脉憤興 外彊中乾

㊧「狡」は、戻（くるう）であり、「憤」は、動（みだれ

る）である。氣が外でくるいみだれると、血・脉が、必

ず體內を駆けめぐり、氣にしたがってふくれ上がるから、

外は、強そうに見えるが、内は、實は枯渴する、という

ことである。

團進退不可 周旋不能 君必悔之 弗聽 九月晉侯逆秦師

使韓簡視師

㊨「韓簡」は、晉の大夫で、韓萬の孫である。

附『史記』韓世家の〈索隱〉に引く『世本』に「萬生昧伯

昧伯生定伯簡」とあるのを参照。

團復曰 師少於我 鬪士倍我 公曰 何故 對曰 出因其

資

㊩梁へ奔るのに、秦の力をかりた、ことをいう。

附六年の傳文に「不如之梁 梁近秦而幸焉 乃之梁」とあ

る。

團入用其寵

㊪秦に送り込んでもらった（ことをいう）。

附九年の傳文に「齊隰朋師會秦師納晉惠公」とある。

團饑食其粟 三施而無報 是以來也 今又擊之 我怠 秦

奮 倍猶末也 公曰 一夫不可狃 況國乎

㊫「狃」は、忼（なれる、あなどる）である。秦を避けれ

ば、（秦に）こちらをあなどらせることになる、という

ことである。

附『國語』晉語三に「公曰 然 今我不擊 歸必狃 一夫

不可狃 而況國乎」とあり、韋注に「狃 忼也 不擊而

歸 秦必狃忼而輕我」とあるのを参照。

團遂使請戰 曰 寡人不佞 能合其衆而不能離也 君若不

還 無所逃命 秦伯使公孫枝對曰 君之未入 寡人懼之

入而未定列 猶吾憂也

㊬「列」は、位である。

附『國語』晉語三「君入而列未成 寡人未敢忘」の韋注に

「列 位也」とあるのを参照。

④ 芻列定矣 敢不承命 韓簡退曰 吾幸而得囚

⑤ 捕虜になれば運がよい、ということであり、必ず敗れることを言っているのである。

⑥ 壬戌戰于韓原

⑦ 九月の十三日である。

⑧ 附注に「以經書十一月壬戌 恐與經壬戌相亂 故顯言之」

下注云 十一月壬戌 十四日 是也」とある。

⑨ 晉戎馬還澤而止

⑩ 「澤」は、泥（ぬかるみ）である。「還」は、便旋（さまよいめぐる）である。小駟は（外國産のため）ならされていなかったから、泥の中におちたのである。

⑪ 附注の「澤 泥也」については、『國語』晉語三「晉師潰戎馬澤而止」の韋注に「澤 深泥也」とあるのを参照。

⑫ 注の「還 便旋也」については、『文選』卷第二張衡〈西京賦〉に「便旋閭閻 周觀郊遂」とあり、注に「濟曰

便旋猶迴轉也」とあるのを参照。また、『廣雅』釋訓に

「徘徊 便旋也」とあるのを参照。

⑬ 公號慶鄭 慶鄭曰 懷諫違卜

⑭ 「懷」は、戻（もどる）である。

⑮ 附昭公四年の傳文「汰而懷諫」等の注に「懷 很也」とあるのを参照。

⑯ 團固敗是求 又何逃焉 遂去之 梁由靡御韓簡 虢射爲右

⑰ 團固敗是求 又何逃焉 遂去之 梁由靡御韓簡 虢射爲右

⑱ 團固敗是求 又何逃焉 遂去之 梁由靡御韓簡 虢射爲右

⑲ 團固敗是求 又何逃焉 遂去之 梁由靡御韓簡 虢射爲右

⑳ 團固敗是求 又何逃焉 遂去之 梁由靡御韓簡 虢射爲右

輅秦伯 將止之

㉑ 「輅」は、迎である。「止」は、獲である。

㉒ 附注の「輅 迎也」については、『史記』晉世家「輅秦繆公」の〈集解〉に「服虔曰 輅 迎也」とあるのを参照。

また、『國語』晉語三「輅秦公」の韋注に「輅 迎也」とあるのを参照。

㉓ 注の「止 獲也」については、莊公九年の傳文「是以皆止」の注に、同文がみえる。なお、『國語』晉語三「遂

止于秦」の韋注に「止 獲也」とあるのを参照。

㉔ 輅鄭以救公誤之 遂失秦伯 秦獲晉侯以歸

㉕ 經が「十（有）一月壬戌」と書いているのは、（十一月

の）十四日である。經は、赴告に従ったのである。

㉖ 附上の傳文に「壬戌戰于韓原」とあり、注に「九月十三日」とあるのを参照。

㉗ 晉大夫反首拔舍從之

㉘ 「反首」とは、頭髮を亂して下に垂らしたのである。「拔」

は、草であり、「舍」は、止である（つまり、「拔舍」は、

野宿の意である、ということ）。（髪）形がくずれ、服が

やぶれていたのである。

㉙ 附注の「拔 草 舍 止」については、襄公二十八年の傳

文に「今子草舍」とあるのを参照。また、『周禮』大司

馬「中夏教茷舍」の注に「茷讀如萊沛之沛 茷舍 草止

馬「中夏教茷舍」の注に「茷讀如萊沛之沛 茷舍 草止

馬「中夏教茷舍」の注に「茷讀如萊沛之沛 茷舍 草止

馬「中夏教茷舍」の注に「茷讀如萊沛之沛 茷舍 草止

馬「中夏教茷舍」の注に「茷讀如萊沛之沛 茷舍 草止

之也。軍有草止之法」とあるのを参照。また、『詩』召南〔甘棠〕「召伯所茇」の鄭箋に「茇、草舍也」とあるのを参照。

團秦伯使辭焉 曰 二三子何其感也 寡人之從君而西也

亦晉之妖夢是踐 豈敢以至

㊤狐突は、ねむりもしないのに、神と口をきいたから、「妖夢」と言っているのである。申生は「天帝が有罪を罰することをお許しになった」と言ったが、今ここで、晉君をつれて西に向かうのは、この言葉をしずめるためである、ということである。「踐」は、厭（しずめる）である。

附十年の傳文を参照。

團晉大夫三拜稽首曰 君履后土而戴皇天 皇天后土 實聞

君之言 羣臣敢在下風 穆姬聞晉侯將至 以大子營弘與

女簡壁登臺而履新焉

㊤「營」は、康公の名である。「弘」は、その同母弟である。「簡壁」は、營・弘の姉妹である。昔、幽閉する場合、いづれもみな、臺において、まわりを遮斷した。穆姬は、自分を罰しようとしたから、臺に登って、薪でまわりをふさぎ、左右の者が上り下りするときには、必ず、柴（薪）をふみこえて始めて、通行できる、ようにしたのである。

附哀公八年の傳文に「囚諸樓臺 梲之以棘」とあり、注に「梲、雍也」とあるのを参照。

團使以冕服衰經逆 且告

㊤「冕・衰經」は、喪に出遭った場合の服である。使者に、この服をつけて秦伯を迎えさせ、かつ、恥辱ゆえに自殺するつもりである、と告げさせたのである。

附これ以下の傳文については、疏に「傳文於此或有曰上天

降災 使我兩君相見 不以玉帛而以興戎 若晉君朝以入 則婢子夕以死 夕以入 則朝以死 唯君裁之 左傳本無此言 後人妄增之耳 何以知其然 二十二年傳曰 寡

君之使婢子侍執巾櫛 杜云 婢子 婦人之卑稱 若此有婢子 不當舍此而注彼也 又此注云 且告夫人將以恥辱

自殺 若有此辭 不煩此注 服虔解詁 其文甚煩 傳本若有此文 服虔必應多解 何由四十餘字不解一言 亦至

二十二年 始解婢子 明是本無之也 今定本亦無」とあり、また、『釋文』に「曰上天降災 此凡四十七字 檢

古本皆無 尋杜注亦不得有 有是後人加也」とある。なお、黃焯『經典釋文彙校』に「七字誤 蓋後人誤計乃舍諸靈臺句也 宋本作一 亦誤 廬改作二 是也」とある。

團曰 上天降災 使我兩君睚以玉帛相見 而以興戎 若晉君朝以入 則婢子夕以死 夕以入 則朝以死 唯君裁之 乃舍諸靈臺

㊤「靈臺」は、京兆の鄠縣にあった。周の古臺である。

これもまた、まわりを遮断して、外と内とを通行できないようにさせるため（の手立て）である。

附上の傳文「登臺而履薪焉」の注に「古之宮閉者 皆居之臺 以抗絶之」とあるのを参照。

團大夫請以入 公曰 獲晉侯 以厚歸也 既而喪歸 焉用之

㊦もし、晉侯をつれて（國都に）入れば、夫人が自殺するかも知れない、ということである。

團大夫其何有焉

㊧「何有」は、何得と同じである。

團且晉人感憂以重我

㊨髪を亂し、野宿した（上の傳文）ことをいう。

附王引之『經義述聞』に「重字 義不可通 重疑當作動 謂晉大夫反首拔舍以感動我也 杜注不釋重字 釋文重字 無音 至下句重其怒也 始云 重其 直用反 則此句作

動不作重可知 動字易曉 故杜不加訓釋 若是重字 則文義難解 不得無注矣 動惟徒孔切一音 人所共知 故

不須作音 若是重字 則有直龍直隴直用三切之異 不得無音矣 左傳動字 釋文皆不作音 以是知其爲動也 唐

石經始誤爲重」とある。

團天地以要我 不圖晉憂 重其怒也 我食吾言 背天地也

㊩「食」は、消である。

附十年の公羊傳文「荀息可謂不食其言矣」の何注に「不食言者 不如食受之而消亡之」とあるのを参照。

團重怒 難任 背天 不祥 必歸晉君

㊪「任」は、當である。

附『國語』魯語下「其誰代之任喪」及び「事其君而任其政」の韋注に「任 當也」とあるのを参照。

團公子烝曰 不如殺之 無聚慝焉

㊫「公子烝」は、秦の大夫である。夷吾が歸國すると、また人數をあつめて惡をなす、ことを恐れたのである。

附『國語』晉語三に「公子烝曰 殺之利 逐之恐構諸侯 以歸則國家多慝（韋注 慝 惡也）復之則君臣合作 恐爲君憂 不若殺之」とあるのを参照。

團子桑曰 歸之而質其大子 必得大成 晉未可滅 而殺其君 祇以成惡

㊬「祇」は、適（まさに、ただ）である。

附襄公二十七年的傳文「祇成惡名」等の注に、同文がみえる。なお、『詩』小雅（何人斯）「祇攪我心」の鄭箋に「祇適也」とあるのを参照。

團且史佚有言曰 無始禍

㊭「史佚」は、周の武王の時の大史で、名が「佚」である。

附『國語』周語下「昔史佚有言」の韋注に「史佚 周文武

時・大史・尹佚也」とあるのを参照。

團無怙亂

㊦「怙亂」とは、人の亂につけこんで、自分の利益をはかる、ということである。

附宣公十二年の傳文「母怙亂」の注に「言侍人之亂以要利」とあるのを参照。

團無重怒 重怒 難任 陵人 不祥 乃許晉平 晉侯使卻乞告瑕呂飴甥 且召之

㊦「卻乞」は、晉の大夫である。「瑕呂飴甥」は、(下の)呂甥に他ならない。おそらく、姓が瑕呂、名が飴甥、字が子金なのであろう。晉侯は、秦が和平を許すと聞いたから、呂甥に報告し、呼び寄せて、自分を迎えさせようとしたのである。

團子金教之言曰 朝國人而以君命賞

㊦國人が従わないおそれがあるから、先に朝廷で賞を與えるのである。

團且告之曰 狐雖歸 辱社稷矣 其卜貳圉也

㊦「貳」は、代(かわり、繼承者)である。「圉」は、惠公の太子で、(後の)懷公である。

附『國語』晉語三に「二三子其改置以代圉也」とあるのを参照。

團衆皆哭

㊦君が國にもどらないのを哀しんだのである。

團晉於是乎作爰田

㊦公に入るはずの公田の税をわけて、その一部を、衆人への賞與にかえたのである。

附疏に「服虔孔晁皆云 爰 易也 賞衆以田 易其疆畔 杜言爰之於所賞之衆 則亦以爰爲易 謂舊入公者 今改易與所賞之衆」とある。なお、『國語』晉語三「焉作轅田」の章注に「賈侍中云 轅 易也 爲易田之法 賞衆以田 易者 易疆界也」とあるのを参照。

團呂甥曰 君亡之不恤 而羣臣是憂 惠之至也 將若君何 衆曰 何爲而可 對曰 征繕以輔孺子

㊦「征」は、賦であり、「繕」は、治である。「孺子」とは、太子圉のことである。

附注の「征 賦也」については、下の傳文「於是秦始征晉河東置官司焉」の注に、同文がみえる。なお、文公十一年の傳文「使食其征」の注に「征 税也」とあり、襄公十一年の傳文「各征其軍」の注に「征 賦税也」とあるのを参照。また、『孟子』盡心下「有布縷之征粟米之征力役之征」の趙注に「征 賦也」とあり、『國語』晉語三「若征繕以輔孺子」の章注に「征 税也」とあるのを参照。

注の「繕 治也」については、成公十六年の傳文「繕甲

兵」等の注に、同文がみえる。なお、『戰國策』中山に「繕治兵甲以益其強」とあり、また、『漢書』高帝紀上に「繕治河上塞」とあるのを参照。

傳諸侯聞之 喪君有君 羣臣輯睦 甲兵益多 好我者勸

惡我者懼 庶有益乎 衆說 晉於是平作州兵

⑤五黨が州であり、州は二千五百家である。これに因んで、また、州長にそれぞれ軍備をととのえさせたのである。

附『國語』晉語三「焉作州兵」の韋注に「二千五百家爲州

使州長各帥其屬繕甲兵」とあるのを参照。また、『周

禮』大司徒に「令五家爲比 使之相保 五比爲閭 使之

相受 四閭爲族 使之相葬 五族爲黨 使之相救 五黨

爲州 使之相賙 五州爲鄉 使之相質」とあり、注に「閭

二十五家 族 百家 黨 五百家 州 二千五百家

鄉 萬二千五百家」とあるのを参照。

傳初晉獻公筮嫁伯姬於秦 遇歸妹䷵

⑥下が兌〔三〕で上が震〔三〕のが、「歸妹」〔䷵〕である。

傳之睽䷥

⑦下が兌〔三〕で上が離〔三〕のが、「睽」〔䷥〕である。

「歸妹」の上六（一番上の二）が（一に）變じて「睽」

となる、ということである。

傳史蘇占之曰 不吉

⑧「史蘇」は、晉の卜筮の史である。

傳其繇曰 士刳羊 亦無盭也 女承筐 亦無貺也

⑨『周易』〈歸妹〉の上六の爻辭である。「盭」は、血であり、「貺」は、賜である。「羊をさく」のは、土のしごとであり、「筐をささげる」のは、女のつとめである。上六に應ずる相手がなく、求めるものをえられないから、下は、さいても血が出ず、上は、ささげてても中身がないのであり、（つまり）不吉の象である。（なお）離は中女であり、震は長男であるから、「土」・「女」と稱しているのである。

附注の「盭 血也」については、『説文』に「盭 血也（中

略）春秋傳曰 士刳羊 亦無盭也」とあるのを参照。

注の「貺 賜也」については、文公四年の傳文「君辱貺

之」等の注に、同文がみえる。なお、『爾雅』釋詁に「貺

賜也」とあるのを参照。

注の「上六無應」については、疏に「上爻與三 其位相

値 一陰一陽 乃爲相應 上三俱是陰爻 是爲無應」と

ある。

注の「上承無實」については、『周易』の本文では「無

貺」を「无實」に作っている、のを参照。

注の「離爲中女 震爲長男」については、『易』説卦傳

に「震一索而得男 故謂之長男（中略）離再索而得女

故謂之中女」とあるのを参照。

なお、疏に「服虔以離爲戈兵 兌爲羊 震變爲離 是用兵刺羊之象也 三至五有坎象 坎爲血 血在羊上 故刺無血也 震爲竹 竹爲筐 震變爲離 離爲火 火動而上 其施不下 故筐無實也」とある。

團西鄰責言 不可償也

⑤ 女を西に嫁がせようとして、不吉な卦に遇ったから、せめ言葉をつけ、それをつぐなえない、ということを知ったのである。

附疏に「服虔以爲三至五爲坎 坎爲月 月生西方 故爲西鄰 坎爲水 兌爲澤 澤聚水 故坎責之澤 澤償水則竭 故責言不可償」とある。

團歸妹之睽 猶無相也

⑥ 「歸妹」は、嫁入りの卦であり、「睽」は、乖離の象であるから、「無相（たすけがない）」と言っているのである。「相」は、助である。

附疏に「服虔云 兌爲金 離爲火 金火相遇而相害 故無助也」とある。

團震之離 亦離之震

⑦ 二卦が變じて、氣が相通する、ということである。

附疏に「震既與離通 則離亦與震通」とある。

團爲雷爲火 爲羸敗姬

⑧ 「羸」は、秦の姓であり、「姬」は、晉の姓である。震

は雷であり、離は火である。火がさかんにもえて、その母（雷？）を害するのであり、（つまり）女が嫁いで、かえってその實家を害する、という象であるから、「羸が姬を敗るということである」と言っているのである。

附注の「震爲雷」及び「離爲火」は、いづれもみな、『易』説卦傳の文である。

なお、疏に「服虔云 離爲日爲火 秦嬴姓水位 三至五有坎象 水勝火 故爲羸敗姬」とある。

團車說其輓 火焚其旗 不利行師 敗于宗丘

⑨ 「輓」は、車のとこしばかりである。「丘」は、邑と同じである。震は車であり、離は火である。上六の爻は、震にあると、應ずる相手がないから、車の輓がはずれ、離にあると、位をあやまるから、火が旗をやく。（つまり）いづれもみな、車・火の用をなさない、ということである。車がこわれ、旗がやけるから、出兵に不都合なのである。（なお）火がかえって母を害するから、敗れるのも、國外ではなく、近くの宗邑に於いてである。

附注の「輓 車下縛也」については、『易』（小畜）九三の爻辭「輿說輻」の『釋文』に「輻 音福 本亦作輓 音服 馬云 車下縛也」とあるのを参照。また、『説文』に「輓 車軸縛也」とあるのを参照。

注の「丘猶邑也」については、『周禮』小司徒に「四邑

爲丘」とあるのを参照。

注の「震爲車」については、『國語』晉語四に「震車也」とあるのを参照。

注の「離爲火」は、『易』説卦傳の文である。

注の「無應」については、疏に「三亦陰爻 是无應也」とある。なお、上の疏に「上爻與三 其位相值 一陰一陽 乃爲相應 上三俱是陰爻 是爲無應」とあるのを参照。

注の「失位」については、疏に「初三五奇爲陽位 二四上耦爲陰位 在離 則變爲陽而居陰位 是失位也」とある。

注の「火還害母」については、上の注に「火動熾而害其母 女嫁反害其家之象」とあるのを参照。

注の「宗邑」については、襄公二十七年の傳文「崔宗邑也」及び哀公十四年の傳文「薄 宗邑也」の注に「宗廟所在」とあるのを参照。

なお、疏に「服虔云 五至三有坎 爲水象 震爲車 車得水而脫其輶也 震爲龍 龍爲諸侯旗 離之震 故火焚其旗也 震 東方木 兌 西方金 木遇金必敗 韓有先君之宗廟 故曰宗丘」とある。

團歸妹睽孤 寇張之弧

㊦ これは、『睽』の上九の爻辭である。睽の極（一番上）

にいるから、「睽孤（そむいてひとり）」と言っているのである。位をあやまって孤立するから、敵の攻撃にあつて、弓矢のそなえをするのである。いづれもみな、不吉の象である。

附注の「失位」については、上の附を参照。

なお、疏に「服虔云 坎爲寇爲弓 故曰寇張之弧」とある。

團姪其從姑

㊦ 震は木であり、離は火である。火は木から生ずるから、離は震の妹であるが、兌（？）に對しては姑である。こちらを「姪（おい）」とよぶ者を、こちらは「姑（おば）」とよぶ。（つまり）子圍が秦に人質となることを言っているのである。

附注の「於火爲姑」は、意味がよくわからない。なお、按勘記に「諸本作火 沈彤云 當作兌」とある。

注の「謂我姪者 我謂之姑」については、『儀禮』喪服傳に「謂吾姑者 吾謂之姪」とあるのを参照。

注の「子圍質秦」については、十七年の傳文に「夏晉大子圍爲質於秦」とある。

團六年其遁 逃歸其國 而弃其家

㊦ 「遁」は、亡（にげる）である。「家」とは、子圍の妻の懷嬴をいう。

附注の「遁 亡也」については、文公六年の傳文に「董遁逃」とあり、昭公七年の傳文に「紂爲天下遁逃主」とあるのを参照。なお、『説文』にも「遁 亡也」とある。

注の「家謂子圉婦懷嬴」については、二十二年の傳文に「晉大子圉爲質於秦 將逃歸 謂嬴氏曰 與子歸乎（注 嬴氏 秦所妻子圉 懷嬴也）對曰 子晉大子 而辱於秦 子之欲歸 不亦宜乎 寡君之使婢子侍執巾櫛 以固子也 從子而歸 弃君命也 不敢從亦不敢言 遂逃歸（注 傳終史蘇之占）」とあるのを参照。

團明年其死於高梁之虛

④ 惠公の死のあくる年に、文公が入って、懷公を高梁で殺すのである。「高梁」は、晉地で、平陽の楊縣の西南部にあった。およそ筮は、周易を用いている場合は、その象をおしはかれるが、そうでない場合は、時によって、占者が、象に取ったり、氣に取ったり、時日の王相に取ったりして、その占を決定しているから、もし、一律に爻象をこじつけ（て解釋す）と、ありもしないものをでっち上げて、でたらめをいうことになる。だから、（今ここでは）だいたいの意味（だけ）を述べたのである。他はみな、これに倣う。

附注の「惠公死之明年云云」については、二十三年の傳文に「九月晉惠公卒」とあり、二十四年の傳文に「春王正

月秦伯納之（中略）二月甲午晉師軍于廬柳（中略）壬寅公子入于晉師 丙午入于曲沃 丁未朝于武宮 戊申使殺懷公于高梁」とあるのを参照。なお、疏に「圉以二十二年歸 二十三年惠公死 二十四年二月殺懷公于高梁 是爲惠公死之明年也 此筮之意 言六年通明年死 則是逃歸之明年 而云惠公死之明年者 以二月卽死 據夏正言之 猶是逃歸之明年也 但周正已改 故以惠公證之耳」とある。

注の「高梁 晉地云云」については、九年の傳文「齊侯以諸侯之師伐晉 及高梁而還 討晉亂也」の注及び附を参照。

注の「時日王相」（按勘記に従って、「旺」を「王」に改める）については、『周禮』占夢の疏に引く〈春秋緯〉に「王者休 王所勝者死 相所勝者囚 假令春之三月 木王 水生木 水休 木勝土 土死 木王火相 王所生者相 相所勝者囚 火勝金 春三月金囚」とあるのを参照。

團及惠公在秦 曰 先君若從史蘇之占 吾不及此夫 韓簡侍 曰 龜 象也 筮 數也 物生而後有象 象而後有滋 滋而後有數 先君之敗德 及可數乎 史蘇是占 勿從何益

⑤ 言わんとしているのは——龜は、象によって示し、筮は、

數によつて告げるものであり、象と數とが、互いに他に因つて生じ、その後で占がでるのである。(したがつて) 占は、(あくまで) 吉凶を知る手段であつて、吉凶(自體)を變えることは出来ない。だから、先君の不徳は、筮の數が生んだものではないのであり、たとえ、史蘇に従わなくても、禍をふやすことはありえない——ということである。

附注の「象數相因而生」については、疏に「謂象生而後有數 是數因象而生也 若易之卦 象則因數而生」とある。注の「雖復不從史蘇 不能益禍」については、疏に「從之 不能損 不從 不能益也」とある。なお、異説として、王引之『經傳釋詞』に「勿 語助也(中略) 僖十五年左傳曰 史蘇是占 勿從何益 勿從 從也 言雖從史蘇之言 亦無益也」とある。

團詩曰 下民之孽 匪降自天 僭沓背憎 職競由人

⑤「詩」は、小雅(十月之交)である。民に邪惡があるのは、天が降すものではなく、面とむかうと、ぺらぺら調子を合わせ、かげにまわると、惡口を言いあう、のは、いづれもみな、人が先をあらそつて自分からひきおこすものである、ということであり、これによつて、惠公(自身)にこの禍を招いた責任があることを、それとなく論じたのである。

附毛傳に「職 主也」とあり、鄭箋に「噂沓沓 相對談語 背則相憎」とあるのを参照。また、『説文』に「噂 聚語也」とあり、「沓 語多沓沓也」とあるのを参照。なお、「職競」については、襄公八年の傳文に「兆云詢多 職競作羅(注 職 主也)」とあるのを参照。

團震夷伯之廟 罪之也 於是展氏有隱慝焉

⑥かくれた惡は、法がとらえられるのではなく、身分の高い人は、刑罰を加えられないものである。だから、聖人は、天地の變や自然の妖によつて、心をうごかさせる(さとらせる)のであり、(その結果)英明な主ならば、(このような)先聖の眞意を知つて、自分にきびしくするし、中・下の主でも、妖祥を信じて、妄動しなくなる。神の道は政教を助けるというが、これこそ、まさにその最たるものである。

附『漢書』五行志下之上に「劉歆以爲(中略) 人道所不及 則天震之 展氏有隱慝 故天加誅於其祖夷伯之廟 以譴告之也」とあるのを参照。また、『易』(觀)卦の彖傳に「聖人以神道設教 而天下服矣」とあるのを参照。

團冬宋人伐曹 討舊怨也

⑦莊公十四年に曹が諸侯とともに宋を伐つた(からであ

る。

附 莊公十四年に「春齊人陳人曹人伐宋」とある。

傳 楚敗徐于婁林 徐待救也

⑤ 齊からの救援をあてにしていたのである。

傳 十月晉陰飴甥會秦伯盟于王城

⑥ 「陰飴甥」は、呂甥に他ならない。陰に采地をもっていたから、「陰飴甥」というのである。「王城」は、秦地である。馮翊の臨晉縣の東部に王城があり、今、武郷とよばれている。

附 上の傳文「晉侯使卻乞告瑕呂飴甥 且召之」の注に「瑕呂飴甥 卽呂甥也 蓋姓瑕呂 名飴甥 字子金」とあるのを参照。

傳 秦伯曰 晉國和平 對曰 不和 小人恥失其君而悼喪其親

⑦ 身内が秦に殺されたことを痛んでいる、ということである。

傳 不憚征繕以立園也 曰 必報讎 寧事戎狄 君子愛其君而知其罪 不憚征繕以待秦命 曰 必報德 有死無二 以此不和 秦伯曰 國謂君何 對曰 小人感 謂之不免 君子恕 以爲必歸 小人曰 我毒秦 秦豈歸君

⑧ 「毒」とは、三度の恩恵に報いなかったことをいう。

附 上の傳文に「出因其資 入用其寵 饑食其粟 三施而無報」とあるのを参照。

傳 君子曰 我知罪矣 秦必歸君 貳而執之 服而舍之 德

莫厚焉 刑其威焉 服者懷德 貳者畏刑 此一役也

⑨ 惠公をもどせば、諸侯を威服させることが出来るから、一つの戦役分の功績に匹敵する、ということである。

附 異説として、疏に「服虔云 一役者 謂韓戰之役」とある。

傳 秦可以霸 納而不定 廢而不立 以德爲怨 秦不其然

秦伯曰 是吾心也 改館晉侯 饋七牢焉

⑩ 牛・羊・豕が一つずつのを一牢という。

附 『史記』秦本紀「更舍上舍 而饋之七牢」の〈集解〉に「賈逵曰 諸侯雍饋七牢 牛一羊一豕一爲一牢也」とあるのを参照。

傳 蛾析謂慶鄭曰 盍行乎

⑪ 「蛾析」は、晉の大夫である。

附 『國語』晉語三「蛾析謂慶鄭」の韋注に「蛾析 晉大夫」とあるのを参照。

傳 對曰 陷君於敗

⑫ 呼ばれても行かず、晉の師を誤らせて、秦伯を取り逃した、ことをいう。

附上の傳文に「壬戌戰于韓原 晉戎馬還澤而止 公號慶鄭

慶鄭曰 復諫違卜 固敗是求 又何逃焉 遂去之 梁

由靡御韓簡 虢射爲右 輅秦伯 將止之 鄭以救公誤之

遂失秦伯 秦獲晉侯以歸」とあるのを参照。

國敗而不死 又使失刑 非人臣也 臣而不臣 行將焉入

十一月晉侯歸 丁丑殺慶鄭而後入

㊤「丁丑」は、月の二十九日である。

國是歲晉又饑 秦伯又餽之粟 曰 吾怨其君而矜其民 且

吾聞 唐叔之封也 箕子曰 其後必大 晉其庸可冀乎

㊤「唐叔」は、晉の始めて封ぜられた君で、武王の子である。「箕子」は、殷王の帝乙の子で、紂の庶兄である。

附注の前半については、『史記』晉世家に「晉唐叔虞者

周武王子而成王弟（中略）於是遂封叔虞於唐」とあるのを参照。

注の後半については、疏に「服杜以爲紂之庶兄」とある

のを参照。なお、異説として、『史記』宋世家「箕子者

紂親戚也」の〈索隱〉に「馬融王肅以箕子爲紂之諸父」

とあり、また、疏に「鄭玄王肅皆以箕子爲紂之諸父」と

ある。

國姑樹德焉 以待能者 於是秦始征晉河東 置官司焉

㊤「征」は、賦である。

附上の傳文「征繕以輔孺子」の注に、同文がみえる。なお、

その附を参照。

〔僖公十六年〕

經十有六年春王正月戊申朔隕石于宋五

㊤「隕」は、落である（『爾雅』釋詁）。（まず）落下音を

聞き、それを視ると石であり、かぞえてみると五つだった、ということであり、（つまり）それぞれ、聞いたり

見たりした順番に記したのである。（なお）莊公七年の

「星隕如雨」の場合は、星が落下して、はるか遠くにお

ちる経過を見たが、そこが山か川であったため、地上の結果は見なかった、のに對して、この場合は、（逆に）地上の結果を見たが、（音を聞いただけで）落下中の星は見なかったものであり、（つまり）史官は、各々、

その事態によって（前者は「星隕」、後者は「隕石」と、

「隕」の位置を違えて）書いたのである。

附注の前半については、公羊傳文に「曷爲先言實而後言石

實石記聞 聞其碩然 視之則石 察之則五」とあるのを参照。

注の後半については、疏に「傳稱隕星也 則石亦是星

而與星隕文倒 故解之」とある。

なお、穀梁疏に「賈逵云 石 山岳之物 齊 大岳之脣

而五石隕宋 象齊桓卒而五公子作亂 宋將得諸侯而治

而五石隕宋 象齊桓卒而五公子作亂 宋將得諸侯而治

五公子之亂」とある。

經是月六鵠退飛過宋都

㊦「是月」とは、(上の)「隕石」の月(正月)である。かさねて「是月」と言っているのは、(そうしないと)同日であるかにまぎらわしいからである。「鵠」は、水鳥である。高く飛び、風に遇って後じさりしたのである。宋人が災と判斷して、諸侯に赴告したから、書いたのである。

附穀梁疏に「賈逵云(中略)鵠退 不成之象 後六年霸業退也 鵠 水鳥 陽中之陰 象君臣之訟鬪也」とある。

經三月壬申公子季友卒

㊦傳はない。字(あざな)を稱しているのは、貴んである。公が小斂に臨席したから、日を書いているのである。

附注の「稱字者 貴之」については、閔公元年「季子來歸」の注に「季子 公子友之字 季子忠於社稷 爲國人所思 故賢而字之」とあるのを参照。

注の「公與小斂 故書日」については、隱公元年「公子益師卒」の注及び附を参照。

經夏四月丙申鄆季姬卒

㊦傳はない。

經秋七月甲子公孫茲卒

㊦傳はない。

經冬十有二月公會齊侯宋公陳侯衛侯鄭伯許男邢侯曹伯于淮
㊦臨淮郡あたりである。

團十六年春隕石于宋五 隕星也

㊦單に「星」と言うとき、星が石を落下させたかにまぎらわしいから、かさねて「隕星」と言ったのである。

附疏に「下云風也 是風使鵠退 此若直言星也 則嫌是星使石隕 故重言隕星 以明所隕之石卽是星也」とある。

團六鵠退飛過宋都 風也

㊦六鵠が疾風に遇って、後じさりしながら飛んだのである。風は高くて、害にならなかったから、風の異變としては記さなかったのである。

附『史記』宋世家「六鵠退蜚 風疾也」の《集解》に「賈逵曰 風起於遠 至宋都高而疾 故鵠逢風卻退」とあるのを参照。

團周內史叔興聘于宋 宋襄公問焉 曰 是何祥也 吉凶焉在

㊦「祥」は、吉凶の先に現われるもの(前ぶれ)である。

襄公は、石が落ち、鵠が後じさりしたのは、禍福の始まりのほうである、と考えたから、どちらであるのか、たずねたのである。

傳對曰 今茲魯多大喪

⑤「今茲」は、この歳である。

附『孟子』滕文公下「今茲未能」の趙注に「今年未能盡去」とあるのを参照。

傳明年齊有亂 君將得諸侯而不終

⑥魯に喪があり、齊に亂がおこり、宋の襄公が終りを完うできない、ということは、「石」と「鵠」とは別、別に、政刑や吉凶や他占によって知ったのである。

傳退而告人曰 君失問 是陰陽之事 非吉凶所生也

⑦石が落ち、鵠が後じさりしたのは、陰陽の錯亂のなせるわざであって、人がひきおこしたものではない、ということである。襄公は、陰陽（に關することであるの）を知らずに、人事をたずねたから、「君は質問をまちがえた」と言ったのである。叔興は、我乍ら、答えが眞實でなかったため、有識者に非難されることを恐れたから、退出した後で人に告げた（言いわけした）のである。

附異說として、疏に「服虔云 鵠退 風咎 君行所致 非吉凶所從生 襄公不問己行何失而致此變 但問吉凶焉在 以爲石隕鵠退 吉凶所從而生 故云君失問」とある。

傳吉凶由人 吾不敢逆君故也

⑧善を積み重ねれば、福が子孫に及び、惡を積み重ねれば、災いが子孫に及ぶから、「吉凶は人による」と言ったのである。君が吉凶をたずねたため、さからうわけにゆかないから、他占を借りて答えたまでである、ということである。

附『易』文言傳に「積善之家 必有餘慶 積不善之家 必有餘殃」とあるのを参照。

傳夏齊伐厲不克 救徐而還

⑨十五年にも、齊が厲を伐って、徐を救援した。附十五年の傳文に「秋伐厲 以救徐也」とある。

傳狄狄侵晉 取狐廚受鐸 涉汾 及昆都 因晉敗也

⑩「狐廚」・「受鐸」・「昆都」は、晉の三邑である。平陽の臨汾縣の西北部に狐谷亭がある。「汾」水は、大原から出て、南へ流れ、黄河にそそいでいた。

傳王以戎難告于齊 齊徵諸侯而戍周

⑪十一年に戎が京師を伐って以來、（戎は）そのまま、王室の脅威となっていたのである。

附十一年の傳文に「夏揚拒泉臯伊錐之戎同伐京師 入王城

焚東門」とある。

④ 團冬十一月乙卯鄭殺子華

⑤ 管仲の言葉に結末をつけたのである。事は七年にある。

⑥ 附七年の傳文に「夫子華既爲太子 而求介於大國以弱其國 亦必不免」とある。

⑦ 團十二月會于淮 謀鄆 且東略也

⑧ 鄆が淮夷になやまされていたからである。

⑨ 團城鄆 役人病 有夜登丘而呼曰 齊有亂 不果城而還

⑩ 人夫が、惡氣に遇い、長くとどまるのに耐えられなかったから、妖言をなしたのである。

〔僖公十七年〕

⑪ 經十有七年春齊人徐人伐英氏

經夏滅項

⑫ 「項」國は、今の汝陰の項縣である。公は、會の場にい
たまま、別に師をやって項を滅したのであり、「師」と
言っていないのは、諱んでである。

⑬ 附下の傳文に「師滅項（注 師 魯師）淮之會 公有諸侯
之事 未歸而取項」とあるのを参照。

⑭ 經秋夫人姜氏會齊侯于卞

⑮ 「卞」は、今の魯國の卞縣である。

⑯ 經九月公至自會

⑰ 公は齊にとらえられたのに、會からもどったとしている
のは、諱んでである。

⑱ 附下の傳文に「齊人以爲討而止公」とあり、また、「九月
公至 書曰至自會 猶有諸侯之事焉 且諱之也」とある
のを参照。

⑲ 經冬十有二月乙亥齊侯小白卒

⑳ （名を書いているのは）僖公と八度も同盟したため、名
をもつて赴告してきた（からである）。

㉑ 附二十三年の傳文に「凡諸侯同盟 死則赴以名 禮也」と
あるのを参照。

㉒ 團十七年春齊人爲徐伐英氏 以報墓林之役也

㉓ 「英氏」は、楚の同盟國である。「墓林の役」は、十五
年にある。

㉔ 附十五年に「楚人敗徐于墓林」とある。

團夏晉太子圉爲質於秦 秦歸河東而妻之

㊦ 秦が河東から税をとり、役人をおいたことが、十五年にある。

附十五年の傳文に「於是秦始征晉河東 置官司焉」とある。

團惠公之在梁也 梁伯妻之 梁嬴孕過期

㊦ 十箇月を過ぎても出産しなかったのである。子をはらむのを「孕」という。

附『莊子』天運に「民孕婦十月生子」とあり、『孔子家語』

執轡に「人十月而生」とあるのを参照。また、『國語』

魯語上「鳥獸孕 水蟲成」の章注に「孕 懷子也」とあるのを参照。

團卜招父與其子ト之

㊦ 「卜招父」は、梁の大卜である。

附『周禮』春官の序官〈大卜〉の注に「問龜曰ト 大卜

卜筮官之長」とあるのを参照。

團其子曰 將生一男一女 招曰 然 男爲人臣 女爲人妾

故名男曰圉 女曰妾

㊦ 「圉」は、馬を養う者である。正式にめとらないのを「妾」という。

附『史記』晉世家「故名男爲圉 女爲妾」の〈集解〉に「服

虔曰 圉人掌養馬臣之賤者 不聘曰妾」とあるのを参照。

また、『説文』に「妾（中略）春秋云 女爲人妾 妾不

娣也」とあるのを参照。

團及子圉西質 妾爲宦女焉

㊦ 秦に宮仕えして、妾となったのである。

團師滅項

㊦ 「師」とは、魯の師である。

團淮之會 公有諸侯之事 未歸而取項

㊦ 「淮の會」は、前年の冬にある。「諸侯の事」とは、會同・講禮の事である。

附注の前半については、十六年に「冬十有二月公會齊侯宋

公陳侯衛侯鄭伯許男邢侯曹伯于淮」とある。

注の後半については、昭公十三年の傳文に「是故明王之

制 使諸侯歲聘以志業 間朝以講禮 再朝而會以示威

再會而盟以顯昭明」とあるのを参照。また、『春秋繁露』

竹林に「會同之事 大者主小 戰伐之事 後者主先」と

あり、同王道に「諸侯會同 賢爲主」とあるのを参照。

團齊人以爲討而止公

㊦ 内〔魯〕については、とらえられたことを諱んで、いづれもみな、「止」という。

附隱公十一年の傳文「公之爲公子也 與鄭人戰于狐壤 止焉」の注に「内諱獲 故言止」とあるのを参照。

團秋聲姜以公故 會齊侯于下

㊤「聲姜」は、僖公夫人で、齊の女である。

團九月公至 書曰至自會 猶有諸侯之事焉 且諱之也

㊦とらえられたことを恥としたから、會にかこつけて、廟に報告したのである。

團齊侯之夫人三 王姬徐嬴蔡姬 皆無子 齊侯好內多內寵

內嬖如夫人者六人 長衛姬生武孟

㊧「武孟」は、公子無虧である。

團閔公二年の傳文「齊侯使公子無虧帥車三百乘甲士三千人以戌曹」の注に「無虧 齊桓公子 武孟也」とあるのを参照。また、『史記』齊世家に「長衛姬生無詭」とあるのを参照。

なお、『史記』齊世家「桓公好內」の〈集解〉に「服虔曰 內 婦官也」とある。

團少衛姬生惠公

㊨公子元である。

附『史記』齊世家に「少衛姬生惠公元」とあるのを参照。

團鄭姬生孝公

㊩公子昭である。

附『史記』齊世家に「鄭姬生孝公昭」とあるのを参照。

團葛嬴生昭公

㊪公子潘である。

附『史記』齊世家に「葛嬴生昭公潘」とあるのを参照。

團密姬生懿公

㊫公子商人である。

附『史記』齊世家に「密姬生懿公商人」とあるのを参照。

團宋華子生公子雍

㊬「宋華子」は、華氏の女で、子姓である。

附『史記』齊世家「宋華子生公子雍」の〈集解〉に「賈逵曰 宋華氏之女 子姓」とあるのを参照。

團公與管仲屬孝公於宋襄公 以爲太子 雍巫有寵於衛共姬 因寺人貂以薦羞於公

㊭「雍巫」は、雍人（料理人）で、名が巫であり、（下の）易牙に他ならない。

附『史記』齊世家「雍巫有寵於衛共姬」の〈集解〉に「賈逵曰 雍巫 雍人 名巫 易牙字」とあるのを参照。

團亦有寵 公許之立武孟

㊮易牙は、公に氣に入られると、長衛姬のために、武孟を立てることを請うたのである。

團管仲卒 五公子皆求立 冬十月乙亥齊桓公卒

㊯「乙亥」は、月の八日である。

附注の「十月」の「十」は、校勘記に従って、衍文とみなす。

圃易牙入 與寺人貂因内寵以殺羣吏

㊤「内寵」とは、内官で、寵をうけて權力をもっている者である。

附異説として、『史記』齊世家「易牙入 與豎刀因内寵殺羣吏」の〈集解〉に「服虔曰 内寵 如夫人者六人 羣吏 諸大夫也」とある。

圃而立公子無虧 孝公奔宋 十二月乙亥赴 辛巳夜殯

㊤（死後）六十七日で、ようやく殯したのである。

附『史記』齊世家に「桓公尸在牀上六十七日」とあるのを参照。

〔僖公十八年〕

經十有八年春王正月宋公曹伯衛人邾人伐齊

㊤孝公を送り込んだのである。

附『史記』齊世家に「宋襄公率諸侯兵送齊太子昭而伐齊」とあるのを参照。

經夏師救齊

㊤傳はない。

經五月戊寅宋師及齊師戰于甌 齊師敗績

㊤無虧が死んだため、曹・衛・邾は先にたち去り、魯もか

えったから、宋の師だけが齊と戦ったのである。「宋公」と稱していないのは、自身では戦わなかった、からである。大敗した場合に「敗績」という（莊公十一年傳文）。

「甌」は、齊地である。

附注の「無虧既死」については、下の傳文に「三月齊人殺無虧」とある。

注の「不親戰」については、公羊傳文に「宋公與伐而不與戰」とあるのを参照。

經狄救齊

㊤傳はない。「四公子之徒」（下の傳文）を救援したのである。

經秋八月丁亥葬齊桓公

㊤（死後）十一箇月もたって葬ったのは、乱のためである。

八月に「丁亥」はない。日の誤りである。

附隱公元年の傳文に「諸侯五月」とあるのを参照。また、

『史記』齊世家に「以亂故 八月乃葬齊桓公」とあるのを参照。

經冬邢人狄人伐衛

㊤狄が「人」を稱しているのは、（單なる）史官の書き方

の違いであって、傳に義例はない。

附すぐ上には「狄救齊」とあって、「人」を稱していない。

團十八年春宋襄公以諸侯伐齊 三月齊人殺無虧

⑥それによって、宋に言いわけしたのである。

附十年の傳文に「晉侯殺里克以說」とあり、注に「自解說不篡」とあるのを参照。また、『史記』齊世家に「齊人恐 殺其君無詭」とあるのを参照。

團鄭伯始朝于楚

⑥中國に霸者がいなくなったからである。

團楚子賜之金 既而悔之 與之盟曰 無以鑄兵

⑥楚の銅（で作る武器）は銳利だったからである。

附『玉燭寶典』季夏の項に「服虔注云 楚金利 故不欲令以鑄兵」とあるのを参照。

團故以鑄三鍾

⑥昔は、銅で武器を作ったのであり、傳は、楚に霸者にふさわしい遠謀がなかったことを、言っているのである。

附『玉燭寶典』季夏の項に「服虔」注云 古者 以銅爲兵」とあるのを参照。

團齊人將立孝公 不勝四公子之徒 遂與宋人戰

⑥無虧はすでに死んでいたから、「四公子」と言っているのである。

附十七年の傳文に「五公子皆求立」とあるのを参照。

團夏五月宋敗齊師于鹹 立孝公而還

團秋八月葬齊桓公

⑥孝公が立った後で（ようやく）葬ることが出来たのである。

團冬邢人狄人伐衛圍冤圃 衛侯以國讓父兄子弟及朝衆 曰

苟能治之 燬請從焉

⑥「燬」は、衛の文公の名である。

附『史記』衛世家に「立戴公弟燬爲衛君 是爲文公」とあるのを参照。

團衆不可

⑥衛侯の讓位を認めなかったのである。

團而後師于訾婁

⑥師を訾婁にならべたのである。「訾婁」は、衛の邑である。

附按勘記に従って、傳文の「而從」の「從」を「後」に改める。

團狄師還

㊤（このように）狄がひきあげた、とだけ言うと、邢（の方）はどまって、衛に抵抗したことになる。（つまり、ここは）邢がしまいに衛に滅されたわけを言っているのである。

附二十五年に「春王正月丙午衛侯燬滅邢」とある。

團梁伯益其國而不能實也

㊦城邑をたくさん築いたが、それをみたす民がいなかったのである。

附十九年の傳文に「初梁伯好土功 亟城而弗處」とあるのを参照。

團命曰新里 秦取之

〔僖公十九年〕

經十有九年春王三月宋人執滕子嬰齊

㊧「人」を稱して執えているのは、宋が、罪惡が民に及んだものとして赴告してきた、からである。例は、成公十五年にある。傳例では、名を（書く書かないを）義としない。（つまり）名を書いているのも、名を書いていないのも、いづれもみな、（單に）赴告に従ったのである。

附注の前半については、成公十五年の傳文に「書曰晉侯執曹伯 不及其民也（注 惡不及民） 凡君不道於其民 諸

侯討而執之 則曰某人執某侯（注 稱人示衆所欲執）不然則否（注 謂身犯不義者）」とある。なお、疏に引く『釋例』に「凡諸侯無加民之惡 而稱人以執 皆時之赴告 欲重其罪 以加民爲辭 國史承之 書之於策 而簡牘之記具存 夫子因示虛實 故傳隨而著其本狀 以明得失也 滕子鄆子皆稱人見執 宋欲重三國之罪 故以不道赴 或名或不名 從所告之文也 傳具載子魚之辭 以虐二國之君見義 明非罪也」とあるのを参照。
注の後半については、疏に引く『釋例』に「諸見執者已在罪賤之地 書名與否 非例所加 故但言執某侯也」とあるのを参照。

經夏六月宋公曹人邾人盟于曹南

㊨傳はない。曹は、盟に参加したけれども、服従はせず、餽を贈らずに、會地の主人としての禮を怠ったから、國（名）で地をいうことをせずに、「曹南」と言っている

のであり、だから、秋になって圍まれたのである。附下に「秋宋人圍曹」とあり、その傳に「討不服也」とある。なお、哀公十二年の傳文に「夫諸侯之會 事既畢矣 侯伯致禮 地主歸餽（注 地主 所會主人也 餽 生物）以相辭也」とあり、桓公十四年の傳文に「春會于曹

曹人致餽 禮也」とあるのを参照。また、隱公元年「九

月及宋人盟于宿」の注に「凡盟以國地者 國主亦與盟」とあるのを參照。

經鄆子會盟于郟

④ 曹南の盟には間に合わず、諸侯がかえった後で、鄆は、ようやく郟で會したから、「如會」と言っていないのである。

附二十八年に「五月癸丑公會晉侯齊侯宋公蔡侯鄭伯衛子莒子盟于踐土 陳侯如會」とあり、注に「陳本與楚 楚敗懼而屬晉 來不及盟 故曰如會」とあるのを參照。

經己酉郟人執鄆子用之

④ 「人」を稱して執えているのは、宋が、罪惡が民に及んだものとして赴告してきた、からである。鄆が大國の會盟の信義にはずれたとしても、宋がこれを（犠牲に）用い（させ）たのは、罰としてひどすぎる。だから、「これをを用いた」と直書したのであり、（つまり）禽獸を用いたかのようにであった、ということである。「社」を書いていないのは、赴告になかったからである。宋が郟に（用い）させた、と書かずに、郟が自分で用いたという表現をとっているのは、南面の君は、善惡について、自分で責任をもつため、それを他人の命令にかこつけるわけにゆかない、からである。

附注の前半については、上の「春王三月宋人執滕子嬰齊」

の注及び附を參照。

注の後半については、下の傳文に「夏宋公使郟文公用鄆子于次睢之社」とあるのを參照。

經秋宋人圍曹 衛人伐邢

④ 邢を伐ったことは、曹を圍んだことより前なのに、經が後に書いているのは、赴告に従ったのである。

附下の傳文には「秋衛人伐邢」とあり、ついで「宋人圍曹」とある。

經冬會陳人蔡人楚人鄭人盟于齊

④ 地をいうのに、「齊で」と（國名を稱）しているのは、齊もまた盟に参加したからである。

附隱公元年「九月及宋人盟于宿」の注に「凡盟以國地者 國主亦與盟 例在僖十九年」とあるのを參照。

經梁亡

④ 自分から亡んだという表現をとっているのは、取った者の罪ではないということであり、梁をにくむため（の手立て）である。

附下の傳文に「梁亡 不書其主 自取之也」とあり、注に「不書取梁者主名」とあるのを參照。なお、疏に引く『釋

例』に「作事不時 則怨讒動於民 彼梁伯者 虛與無虞之功 詐稱無害之寇 遂溝其宮 以盪百姓之心 開大國之志 是妖讐之先徵 自亡之實應 故不言秦滅梁而以自亡爲文」とある。

團十九年春遂城而居之

㊤(秦が)新里を取ったという前年の傳を承けているから、くりかえして「秦」とは言わないのである。この冬の「梁亡」のために傳したのである。

附十八年の傳文に「梁伯益其國而不能實也 命曰新里 秦取之」とある。

團宋人執滕宣公

團夏宋公使邾文公用鄆子于次睢之社 欲以屬東夷

㊤「睢」水は、汴水から分かれて、東へ流れ、陳留・梁・譙・沛・彭城縣をへて、泗水にそそいでいた。この水のほとりには妖神がおり、東夷はみな、それを社に祀っていた。おそらく、人を殺して祭り(の犠牲)に用いたのである。

附疏に引く『釋例』に「汴水 自爰陽受河 睢水 受汴 東經陳留梁國譙郡沛國 至彭城縣入泗」とあるのを参照。

團司馬子魚曰 古者六畜不相爲用

㊤「司馬子魚」は、公子目夷である。「六畜は、それ自身のためには用いない」とは、馬の先祖を祭るのに馬は用いない、といったような類いをいう。

附異説として、楊伯峻『春秋左傳注』に「六畜不相爲用者 用馬之祭 不以牛羊豕犬代之耳」とある。

團小事不用大牲 而況敢用人乎 祭祀以爲人也 民神之主也 用人 其誰饗之 齊桓公存三亡國以屬諸侯

㊤「三亡國」とは、魯・衛・邢である。

附『國語』晉語二「存亡國三」の韋注に「存三亡國 魯衛邢也」とあるのを参照。

團義士猶曰薄德

㊤亂に乗じて魯を取ろうとし、邢・衛を救援するのがのろかった、ことをいう。

附注の「欲因亂取魯」については、閔公元年の傳文に「公曰 魯可取乎 對曰 不可」とあるのを参照。

注の「緩救邢衛」については、閔公元年の傳文に「狄人伐邢 管敬仲言於齊侯曰(中略) 請救邢以從簡書 齊人救邢」とあるのを参照。

團今一會而虐二國之君

㊤宋公は、三月に、會によって諸侯をよびよせて、滕子を執え、六月に會盟して、その月の二十二日に鄆子を執え

た。だから、「一回の會で二國の君をしいたげた」と言っているのである。

附上の經文に「春王三月、宋人執滕子嬰齊」とあり、ついで

「夏六月、宋公曹人邾人盟于曹南 邾子會盟于邾 己酉邾人執邾子用之」とある。

團又用諸淫昏之鬼

⑤ 周の社ではなかったからである。

團將以求霸 不亦難乎 得死爲幸

⑥ 國を亡ぼすことを恐れたのである。

團秋衛人伐邢 以報菟園之役

⑦ (菟園の役で) 邢はすみやかに退却しなかった。だから、(今ここで) 邢だけが伐たれたのである。

附十八年の傳文に「冬邢人狄人伐衛、菟園(中略)狄師還」とあり、注に「獨言狄還 則邢留距衛 言邢所以終爲衛所滅」とあるのを参照。

團於是衛大旱 卜有事於山川 不吉

⑧ 「有事」とは、祭である。

附九年の傳文「天子有事于文武」の注に「有祭事也」とあるのを参照。

團甯莊子曰 昔周饑 克殷而年豐 今邢方無道 諸侯無伯

⑨ 「伯」は、長である(『爾雅』釋詁)。

團天其或者欲使衛討邢乎 從之 師興而雨

團宋人圍曹 討不服也

⑩ 曹南の盟で、會地の主人としての禮を脩めなかったからである。

附上の經「夏六月、宋公曹人邾人盟于曹南」の注に「曹雖與

盟 而猶不服 不肯致餼 無地主之禮 故不以國地而

曰曹南 所以及秋而見圍」とあるのを参照。

團子魚言於宋公曰 文王聞崇德亂而伐之 軍三旬而不降

⑪ 「崇」は、崇侯虎である。

附「說苑」指武に「文王欲伐崇 先宣言曰 予聞崇侯虎蔑侮父兄 不敬長老 聽獄不中 分財不均 百姓力盡 不得衣食 予將來征之 唯爲民」とあるのを参照。

團退脩教 而復伐之 因壘而降

⑫ また往って攻撃すると、軍備は前のままなのに、崇は自分から降服してきたのである。

附「說苑」指武に「乃伐崇 令母殺人 母壞室 母壞井

母伐樹木 母動六畜 有不如令者 死無赦 崇人聞之

因請降」とあるのを参照。

團詩曰 刑于寡妻 至于兄弟 以御于家邦

⑬ 「詩」は、大雅(思齊)である。文王の教えは、近いところから遠くにまで及んだ、ということである。「寡妻」

は、嫡妻で、大姒のことをいう。「刑」は、法（のつとらしむ）である。

④ 陶毛傳に「刑 法也 寡妻 適妻也」とあるのを参照。また、『國語』晉語四に「刑于大姒 比於諸弟 詩云 刑于寡妻 至于兄弟 以御于家邦」とあるのを参照。

⑤ 今君德無乃猶有所闕・而以伐人 若之何 蓋姑內省德乎 無闕而後動

⑥ 陳穆公請脩好於諸侯以無忘齊桓之德 冬盟于齊 脩桓公之好也

⑦ 宋の襄公が暴虐だったから、齊の桓公を思慕したのである。

⑧ 團梁亡 不書其主 自取之也

⑨ 梁を取った者の名を書いていない、ということである。

⑩ 初梁伯好土功 亟城而弗處 民罷而弗堪 則曰 某寇將至 乃溝公宮

⑪ 「溝」は、塹（ほり）である。

⑫ 『史記』晉世家「梁伯好土功 治城溝」の〈集解〉に「賈逵曰 溝 塹也」とあるのを参照。

⑬ 團曰 秦將襲我 民懼而潰 秦遂取梁

〔僖公二十年〕

經二十年春新作南門

⑭ 「南門」は、魯城の南門であり、もと、「稷門」とよばれていた。僖公は、それを高く大きなものにつくりかえ、（その結果）今でも他の門と違っているが、よび名も「高門」に改めたのである。古いものをかえたから「新」と言い、事をおこしたから「作」と言っているのであり、いづれもみな、更めて造ったという表現である。

⑮ 附注の前半については、莊公三十二年の傳文「能投蓋于稷門」の注に「稷門 魯南城門」とあるのを参照。また、『史記』孔子世家に「陳女樂文馬於魯城南高門外」とあるのを参照。

注の後半については、疏に引く『釋例』に「言新 意所起 言作 以興事 通謂興起功役之事 摠而言之 不復分別因舊與造新也」とあるのを参照。なお、異説として、疏に「劉・賈先儒皆云 言新 有故木 言作 有新木」とある。

經夏鄆子來朝

⑯ 傳はない。「鄆」は、姬姓の國である。

⑰ 二十四年の傳文に「管蔡邲霍魯衛毛聃邴雍曹滕畢原鄭郇文之昭也」とあるのを参照。

經五月乙巳西宮災

㊤傳はない。「西宮」は、公の別宮である。天火（天が降した火事、自然發生の火事）を「災」という。例は、宣公十六年にある。

附宣公十六年の傳文に「凡火 人火曰火 天火曰災」とある。

經鄭人入滑

㊤「入」の例は、襄公十三年にある。

附襄公十三年の傳文に「弗地曰入」とあり、注に「謂勝其國邑 不有其地」とある。

經秋齊人狄人盟于邢

經冬楚人伐隨

團二十年春新作南門 書 不時也

㊤土木工事の時期をはずしたのである。

附莊公二十九年の傳文に「凡土功 龍見而畢務 戒事也

火見而致用 水昏正而栽 日至而畢」とあるのを参照。

團凡啓塞從時

㊤門戸・道橋を「啓」といい、城郭・牆塹を「塞」という。

いづれもみな、官・民が開閉するのに、一日として闕くべからざるものであるから、特に、壊れた時に随つて脩理するのである。今ここで、僖公が城門をつくりかえたのは、開閉にかかわる緊急事ではないから、土木工事の（時期の）きまりによって議つたのである。傳は、啓・塞の場合も土木工事の時期（のきまり）に従うかにまぎらわしいから、別に「從時（隨時）」の例を示したのである。

附疏に引く『釋例』に「門戸道橋 城郭牆塹 官民之開閉

不可一日闕者也 故特隨壞時而脩之 皆當其時而訖 不必用土功之常時也 故傳既曰書不時 又曰啓塞從時 重發以明二義 其他急事 亦包之也」とあるのを参照。なお、異説として、疏に「服虔云 闔扇所以開 鍵閉所以塞 月令仲春脩闔扇 孟冬脩鍵閉 從時 從此時也」とある。

團滑人叛鄭而服於衛 夏鄭公子士洩堵寇帥師入滑

㊤「公子士」は、鄭の文公の子である。「洩堵寇」は、鄭の大夫である。

附『史記』周本紀「鄭伐滑」の〈集解〉に「賈逵曰 滑姬姓之國」とある。

傳秋齊狄盟于邢 爲邢謀衛難也 於是衛方病邢

傳隨以漢東諸侯叛楚 冬楚鬬穀於莒帥師伐隨 取成而還

君子曰 隨之見伐 不量力也 量力而動 其過鮮矣 善敗由己 而由人乎哉 詩曰 豈不夙夜 謂行多露

⑤「詩」は、召南（行露）である。早朝や深夜に行くのがいやなわけではないが、たくさんの露が自分をぬらすのが心配である、ということであり、これによって、禮に違反して行動すれば、必ず恥辱をうける、ということ而喻えたのである。これもまた、宜しきをはかり、時をみて動く（隱公十一年傳文）、という義である。

傳宋襄公欲合諸侯 臧文仲聞之曰 以欲從人 則可

⑥自分の欲をおさえて、衆人の善に従う、ということである。

傳以人從欲 鮮濟

⑦明年の鹿上の盟のために傳したのである。

附二十一年に「宋人齊人楚人盟于鹿上」とある。

〔僖公二十一年〕

經二十有一年春秋侵衛

⑧傳はない。邢のためである。

附二十年の傳文に「秋齊狄盟于邢 爲邢謀衛難也 於是衛方病邢」とあるのを参照。

經宋人齊人楚人盟于鹿上

⑨「鹿上」は、宋地である。汝陰に原鹿縣がある。宋は、盟の主であったから、「齊人」の上におかれているのである。

經夏大旱

⑩零しても雨をえられなかったから、「旱」と書いているのである。（この旱は）夏から秋にまで及び、五穀が、いづれもみな、收穫できなかったのである。

附十一年の穀梁傳文に「零得雨曰零 不得雨曰旱」とあるのを参照。また、『禮記』玉藻「至于八月不雨 君不舉」の注に「春秋之義 周之春夏無雨 未能成災 至其秋秀實之時而無雨 則零 零而得之 則書零 喜祀有益也 零而不得 則書旱 明災成也」とあるのを参照。

經秋宋公楚子陳侯蔡侯鄭伯許男曹伯會于孟

⑪「孟」は、宋地である。楚は、（ここ）で始めて中國と會禮を行なったから、爵を稱しているのである。

經執宋公以伐宋

㊦ 楚が宋公を執えた、と言っていないのは、宋は、徳もないのに盟主たらんと争ったため、諸侯にくまれたから、まとめて、諸國が共に執えたという表現を示したのである。

附下の傳文に「於是楚執宋公以伐宋」とある。

經冬公伐邾

㊦ 傳はない。邾が須句を滅したからである。

附下の傳文に「邾人滅須句 須句子來奔」とあるのを参照。

經楚人使宜申來獻捷

㊦ 傳はない。宋の捷（えもの）を獻じたのである。「宋」と言っていないのは、秋に宋を伐ち、冬に來て捷を獻じ、（二つの）事件が年を異にしているため、（言わなくても）おのずとわかる、からである。「楚子が來させた」と稱していないのは、君命を稱して禮を行なうことをしなかった、からである。

經十有二月癸丑公會諸侯盟于薄 釋宋公

㊦ 諸侯が楚と共に宋を伐つと、宋は降服したから、薄の盟をなして、宋公を釋放したのである。公は本來、會の約

束をしておらず、盟を聞いて往ったから、「公會諸侯」と書いているのである。

傳文公七年の傳文に「凡會諸侯 不書所會 後也」とあり、

注に「不書所會 謂不具列公侯及卿大夫」とあるのを参照。なお、疏に「似是公之後期 故解之 魯先不屬楚 公本無會期 聞盟而往 故書公會諸侯 非後期也 公非後期而摠書諸侯者 此則會孟之諸侯也 一事而再見者 前目而後凡 自謂前已歷序 故後摠言耳 非爲魯公變文也」とある。

傳二十一年春宋人爲鹿上之盟 以求諸侯於楚 楚人許之

公子目夷曰 小國爭盟 禍也 宋其亡乎 幸而後敗

㊦ 軍が敗れることをいう。

傳夏大旱 公欲焚巫尪

㊦ 「巫尪」は、女巫で、祈禱して雨を請うことをつかさどる者である。一説に、「尪」は、巫ではなく、瘡病の人である。その顔は上を向いており、俗に、天は、その病を哀しみ、雨がその鼻に入るのを恐れるから、そういう人のために旱をおこすのである、と言われていた。だから、公は焚き殺そうとしたのである。

附注の前半については、『國語』楚語下に「在女曰巫」と

あるのを参照。また、『周禮』女巫に「旱暵則舞雩」とあり、注に「鄭司農云 求雨以女巫」とあるのを参照。なお、疏に「并以巫覡爲女巫 則覡是劣弱之稱 當以女巫覡弱故稱覡也」とある。

注の後半については、『禮記』檀弓下に「歲旱 穆公召縣子而問然 曰 天久不雨 吾欲暴覡 而奚若（注 覡者 面鄉天 覡天哀而雨之） 曰 天久不雨 而暴人之疾子虐 母乃不可與（注 錮疾 人之所哀 暴之是虐）」とあるのを参照。

團臧文仲曰 非旱備也 脩城郭 貶食省用 務穡勸分

㊤「穡」は、儉である。「勸分」とは、富者に貧者を援助させる、ということである。

附注の「穡 儉也」については、昭公元年の傳文「大國省穡而用之」の注に「穡 愛也」とあるのを参照。

注の「勸分 有無相濟」については、『國語』晉語四「懋穡勸分」の章注に「勸分 勸有分無」とあるのを参照。なお、疏に「服虔云 國家凶荒 則無道之國乘而加兵 故脩城郭爲守備也」とある。

團此其務也 巫覡何爲 天欲殺之 則如勿生 若能爲旱 焚之滋甚 公從之 是歲也 饑而不害

㊤民をそこなわなかったのである。

團秋諸侯會宋公于孟 子魚曰 禍其在此乎 君欲已甚 其何以堪之 於是楚執宋公以伐宋 冬會于薄以釋之 子魚曰 禍猶未也 未足以懲君

㊤二十二年の泓での戦いのために傳したのである。

附二十二年に「冬十有一月己朔宋公及楚人戰于泓 宋師敗績」とある。

團任宿須句顓臾 風姓也 實司大皞與有濟之祀

㊤「司」は、主（つかさどる）である。「大皞」とは、伏羲のことである。四國は、伏羲の後裔であるから、その祭祀をつかさどっていたのである。「任」は、今の任城縣である。「顓臾」は、泰山の南、武陽縣の東北部にあった。「須句」は、東平の須昌縣の西北部にあった。四國は、封地が濟水に近かったから、代々これを祀っていたのである。

附注の「大皞 伏羲」については、昭公十七年の傳文「大皞氏以龍紀 故爲龍師而龍名」の注に「大皞 伏羲氏 風姓之祖也」とあるのを参照。また、『禮記』月令「其帝大皞」の注に「大皞 宓戲氏」とあるのを参照。

注の「四國 伏羲之後」については、『論語』季氏「季氏將伐顓臾」の〈集解〉に「孔曰 顓臾 伏羲之後 風姓之國」とあるのを参照。

團以服事諸夏

④ 諸夏と同じく、王事に服したのである。

⑤ 鄭人滅須句 須句子來奔 因成風也

⑥ 須句は、成風の實家だった（からである）。

⑦ 成風爲之言於公曰 崇明祀 保小寡 周禮也

⑧ 「明祀」とは、大皞と有濟の祀のことである。「保」は、安である。

⑨ 附注の「保 安也」については、『詩』唐風〈山有樞〉「他人是保」の毛傳に「保 安也」とあるのを参照。

⑩ 蠻夷猾夏 周禍也

⑪ ここで、鄭が須句を滅して、「蠻夷」と言い、昭公二十三年には、叔孫豹が「その上、鄭は夷である」と言っている。とすれば、鄭は、曹姓の國ではあったが、諸戎に接近して、夷禮をまぜ用いていたから、極端な言い方をしたのである。「猾夏」とは、諸夏を亂すということである。

⑫ 附注の前半については、昭公二十三年の傳文に「叔孫婁如晉（中略）叔孫曰 列國之卿當小國之君 固周制也 鄭又夷也」とあり、注に「鄭雖有東夷之風」とあるのを参照。なお、『釋文』に「杜注所引是叔孫婁語 今傳本多作豹 恐是傳寫誤也 宜爲婁」とあり、また、疏に「此注引昭二十三年傳 當云叔孫婁曰 徧檢古本 皆作豹字 蓋注後卽寫誤」とある。

注の後半については、『書』舜典「蠻夷猾夏」の僞孔傳に「猾 亂也 夏 華夏」とあるのを参照。

⑬ 鄭若封須句 是崇皞濟而脩祀紓禍也

⑭ 「紓」は、解（とく）である。明年の「伐鄭」のために傳したのである。

⑮ 附二十二年に「春公伐鄭取須句」とある。

〔僖公二十二年〕

⑯ 經二十有二年春公伐鄭取須句

⑰ 「須句」は、（本來）獨立國であつたけれども、弱體化して、自力で（他國と）通交することが出来なくなり、顓臾と同じように、魯の屬國となつていた。（つまり）魯は、須句を自國の臣とみなしていたから、滅されたことも、奔つたことも、その君をかえたことも、いづれもみな、省略して（經に）書かず、ただ、「鄭を伐つて須句を取つた」ことだけを書いたのである。

⑱ 附『論語』季氏に「夫顓臾 昔者 先王以爲東蒙主 且在邦域之中矣 是社稷之臣也 何以伐爲」とあり、〔集解〕に「孔曰 已屬魯爲社稷之臣 何用滅之爲」とあるのを参照。なお、二十一年の傳文に「鄭人滅須句 須句子來奔」とあり、下の傳文に「反其君焉」とある。

經夏宋公衛侯許男滕子伐鄭

經秋八月丁未及邾人戰于升陘

㊤「升陘」は、魯地である。邾人が公の胄を（邾の）魚門にぶらさげたから、深く恥じて、「公」と言わず、また、「師敗績」と言わなかったのである。

附下の傳文に「八月丁未公及邾師戰于升陘 我師敗績 邾人獲公胄 縣諸魚門」とあるのを参照。

經冬十有一月己巳朔宋公及楚人戰于泓 宋師敗績

㊤「泓」は、水の名である。宋が鄭を伐ち、楚が鄭を救援したから、（兩國は）戦ったのである。楚の赴告に主帥（の名）と人数とがなかったから、略して「人」と稱しているのである。

附注の「告命」については、隱公十一年の傳文に「宋不告命 故不書 凡諸侯有命 告則書 不然則否」とあり、注に「命者 國之大事政令也 承其告辭 史乃書之於策 若所傳聞行言 非將君命 則記在簡牘而已 不得記於典策 此蓋周禮之舊制」とあるのを参照。

㊤二十二年春伐邾取須句 反其君焉 禮也

㊤小國をあわれむという禮にかなっていたのである。

附注の「寡小」については、二十一年の傳文に「崇明祀 保小寡 周禮也」とあるのを参照。

㊤三月鄭伯如楚

㊤夏宋公伐鄭 子魚曰 所謂禍在此矣

㊤鄭が楚に行ったことを怒ったから、鄭を伐ったのである。（この傳文は）下の泓の戦いのために起こしたのである。附下の傳文に「冬十一月己巳朔宋公及楚人戰于泓」とある。

㊤初平王之東遷也

㊤周の幽王が犬戎に滅ぼされ、平王が位を嗣いだから、洛邑に東遷したのである。

㊤辛有適伊川 見被髮而祭於野者

㊤「辛有」は、周の大夫である。「伊川」は、周地で、「伊」は、水（の名）である。

附昭公十五年の傳文「及辛有之 子董之晉 於是平有董史」の注に「辛有 周人也」とあるのを参照。

㊤團曰 不及百年 此其戎乎 其禮先亡矣

㊤髪を振り亂して祭るということには、夷狄の象（きざし）がある。

附『禮記』王制に「東方曰夷 被髮文身 有不火食者矣（中

略) 西方曰戎 被髮衣皮 有不粒食者矣」とあるのを参照。

傳秋秦晉遷陸渾之戎于伊川

㊤「陸渾之戎」とは) 允姓の戎で、陸渾に居住していたものである。(その地は) 秦・晉の西北にあったが、二國が誘って、これを伊川(の地)にうつし、(よび名は) そのまま戎號「陸渾」に従ったのであり、今でも(ここは) 陸渾縣とよばれている。(なお) 辛有(の時) からここまでを計算してみると、百年をこえているのに、(辛有は)「百年たたないうちに」と言っている。(とすれば) 傳は、(ただ) その事の效驗(實現)を舉げているのであって、年數の正確さまでは期していないのである。

附昭公九年の傳文に「先王居櫛杙于四裔 以禦螭魅 故允姓之姦居于瓜州(注 瓜州 今敦煌) 伯父惠公歸自秦 而誘以來(注 僖十五年晉惠公自秦歸 二十二年秦晉遷陸渾之戎於伊川) 使偪我諸姬 入我郊甸 則戎焉取之」とあるのを参照。

傳晉大子圉爲質於秦 將逃歸 謂嬴氏曰 與子歸乎

㊤「嬴氏」は、秦が子圉にめあわせた懷嬴である。

附十七年の傳文に「夏晉大子圉爲質於秦 秦歸河東而妻之」

とあるのを参照。

傳對曰 子 晉大子 而辱於秦 子之欲歸 不亦宜乎 寡

君之使婢子侍執巾櫛

㊤「婢子」は、婦人の卑稱である。

附『史記』晉世家「秦使婢子侍」の〈集解〉に「服虔曰 曲禮曰 世婦以下自稱婢子 婢子 婦人之卑稱」とあるのを参照。

傳以固子也 從子而歸 弃君命也 不敢從 亦不敢言 遂逃歸

㊤傳は、史蘇の占に結末をつけたのである。

附十五年の傳文に「史蘇占之曰(中略) 姪其從姑 六年其遁 逃歸其國 而弃其家」とある。

傳富辰言於王曰 請召大叔

㊤「富辰」は、周の大夫である。「大叔」は、王子帶で、十二年に齊に奔っていた。

附『史記』周本紀「富辰諫曰」の〈集解〉に「服虔曰 富辰 周大夫」とあるのを参照。なお、十二年の傳文に「王以戎難故 討王子帶 秋王子帶奔齊」とある。

傳詩曰 協比其鄰 昏姻孔云

㊤「詩」は、小雅(正月)である。王者が政をなすのに、(自分から) 率先して近親となかよくすれば、昏姻(親

「戚」も大いにしたしみあうようになる、ということである。「鄰」は、近と同じである。「孔」は、甚である。「云」は、旋（めぐる、ゆきかう）である。

附毛傳に「洽 合 鄰 近 云 旋也」とあるのを参照。

また、『爾雅』釋言に「孔 甚也」とあるのを参照。なお、襄公二十九年の傳文に「晉不鄰矣 其誰云之」とあり、注に「云猶旋 旋歸之」とあるのも参照。

團吾兄弟之不協 焉能怨諸侯之不睦 王說 王子帶自齊復歸于京師 王召之也

④傳は、仲孫湫の言葉に結末をつつつ、二十四年の「(冬) 天王出居于鄭」のために起こしたのである。

附十三年の傳文に「春齊侯使仲孫湫聘于周 且言王子帶事畢 不與王言 歸 復命曰 未可 王怒未怠 其十年乎 不十年 王弗召也」とある。

團邾人以須句故出師 公卑邾 不設備而禦之

⑤「卑」は、小（みくびる）である。

團臧文仲曰 國無小 不可易也 無備 雖衆不可恃也 詩

曰 戰戰兢兢 如臨深淵 如履薄冰

⑥「詩」は、小雅（小旻）である。いつもおそれつつしむ、ということである。

附毛傳に「戰戰 恐也 兢兢 戒也」とあるのを参照。

團又曰 敬之敬之 天惟顯思

⑦「顯」は、明である。「思」は、辭（虚詞）である。

附注の「顯 明也」については、『詩』大雅（抑）「無日不顯 其予云觀」の鄭箋に「顯 明也」とあるのを参照。

注の「思猶辭也」については、宣公十二年の傳文「其三 日 鋪時繹思 我徂維求定」の注に「思 辭也」とあるのを参照。また、『詩』周南（漢廣）「漢有游女 不可求思」の毛傳に「思 辭也」とあるのを参照。なお、『會箋』に「注加一猶字 意義不通 或衍文 或語字之譌」とある。

團命不易哉

⑧周頌（敬之）である。國をたもつには、つつしまなければならず、天は下界を照覽しているから、その命を奉受するのは非常に難かしい、ということである。

團先王之明德 猶無不難也 無不懼也 況我小國乎 君其

無謂邾小 蠱蠶有毒 而況國乎 弗聽 八月丁未公及邾

師戰于升陘 我師敗績 邾人獲公胄 縣諸魚門

⑨「胄」は、兜鍪（かぶと）である。「魚門」は、邾の城門である。

附『設文』に「胄 兜鍪也」とあり、また、「兜 兜鍪 首鎧也」とあるのを参照。

團楚人伐宋以救鄭 宋公將戰 大司馬固諫曰 天之弃商久矣 君將興之 弗可赦也已

㊤「大司馬固」は、莊公の孫の公孫固である。君が、天が見棄てたものを復興しようとしても、絶対にだめで、楚を赦して戦わない方がよい、ということである。

附注の前半については、『國語』晉語四「公子過宋 與司馬公孫固相善」の章注に「固 宋莊公之孫 大司馬固也」とあるのを参照。また、『史記』宋世家「成公弟禦殺大子及大司馬公孫固而自立爲君」の〈正義〉に「世本云 宋莊公孫名固 爲大司馬」とあるのを参照。

注の後半については、異説として、俞樾『羣經平議』に「如杜解 當於弗可絕句 赦也已三字 文不成義矣 此五字宜連讀 蓋卽違天必有大咎之意 天固棄之 君必興之 是得罪於天也 故曰 弗可赦也已」とある。

團弗聽

團冬十一月己巳朔宋公及楚人戰于泓 宋人既成列 楚人未既濟

㊤まだ泓水を渡りきっていなかった。

附桓公三年「秋七月壬辰朔日有食之既」の注に「既 盡也」とあるのを参照。また、公羊傳文「楚人濟泓而來」の何注に「濟 渡」とあるのを参照。

團司馬曰

㊤子魚である。

附十九年の傳文に「司馬子魚曰」とあるのを参照。

團彼衆我寡 及其未既濟也 請擊之 公曰 不可 既濟而未成列 又以告 公曰 未可 既陳而後擊之 宋師敗績 公傷股 門官殲焉

㊤「門官」は、門を守る者で、師が出動するときには、君の左右につきしたがった。「殲」は、盡である。

附注の「門官 守門者云云」については、『周禮』虎賁氏に「掌先後王而趨以卒伍 軍旅會同亦如之 舍則守王閑 王在國 則守王宮 國有大故 則守王門 大喪亦如之」とあるのを参照。

注の「殲 盡也」については、莊公十七年「夏齊人殲于遂」の注に、同文がみえる。なお、『爾雅』釋詁にも「殲 盡也」とある。

團國人皆咎公 公曰 君子不重傷 不禽二毛

㊤「二毛」とは、頭が（一部分）白くて（黒・白の）二色になっているものである。

團古之爲軍也 不以阻隘也

㊤阻隘（難所）につけ込んで勝ちを求めることはない、ということである。

附異説として、俞樾『羣經平議』に「傳文曰 古之爲軍也

不以阻隘也 寡人雖亡國之餘 不鼓不成列 下文 子

魚曰 隘而不列 天贊我也 阻而鼓之 不亦可乎 是阻

與鼓對 隘與不成列對 故又曰 利而用之 阻隘可也

聲盛致志 鼓儼可也 鼓儼二字不平行 則阻隘二字亦不

平行 阻者 扼也 尙書堯典篇 黎民阻飢 正義引鄭注

曰 阻 扼也 方楚人之未既濟 卽扼而擊之 是謂阻其

隘 杜解未得其旨」とある。

團寡人雖亡國之餘

⑤宋は、商紂の後裔である。

團不鼓不成列

⑥詐謀によって勝つことを恥としたのである。

團子魚曰 君未知戰 勅敵之人 隘而不列 天贊我也

⑦「勅」は、強である。楚が險隘（難所）にあつて陣列を

整えていないのは、天が宋を助けるため（の手立て）で

ある、ということである。

附『説文』に「勅 彊也 春秋傳曰 勅敵之人」とあるの

を參照。

團阻而鼓之 不亦可乎 猶有懼焉

⑧阻（難所）につけ込んで攻撃したとしても、勝てない恐

れがある、ということである。

團且今之勅者 皆吾敵也 雖及胡者 獲則取之 何有於二

毛

⑨「今の强者」とは、自分とあらそう者をいう。「胡者」は、元老の稱である。

附注の前半については、七年の傳文「心則不競 何憚於病」

の注に「競 強也」とあるのを參照。

注の後半については、『詩』周頌（載芟）「有椒其馨 胡

考之寧」の毛傳に「胡 壽也」とあるのを參照。また、

同小雅（南山有臺）「樂只君子 遐不黃耇」の毛傳に「耇

老」とあるのを參照。なお、『釋名』釋長幼に「九十

曰鮐背（中略）或曰胡奇 咽皮如雞胡也」とあるのも參

照。

團明恥教戰 求殺敵也

⑩刑罰を嚴格に設けて、功績をあげないことを恥じるよう

にさせる、ということである。

團傷未及死 如何勿重

⑪まだこちらを害することが出来る、ということである。

團若愛重傷 則如勿傷 愛其二毛 則如服焉

⑫かりにも、敵人を殺傷したくないのなら、最初から鬪わ

なければよい、ということである。

附疏に「如猶不如 古人之語然 猶似敢即不敢」とある。

なお、これについては、王引之『經傳釋詞』に「僊二十

二年左傳曰 若愛重傷 則如勿傷 愛其二毛 則如服焉

正義曰 如猶不如 古人之語然 猶似敢即不敢 家大

人曰 孔說非也 如猶當也 言若愛重傷 則當勿傷之
 愛其二毛 則當服從之也 又二十一年傳曰 巫庭何爲
 天欲殺之 則如勿生 言天欲殺之 則當勿生之也 昭十
 三年傳曰 二三子若能死亡 則如違之以待所濟 若求安
 定 則如與之以濟所欲 言若能死亡 則當違之 若求安
 定 則當與之也 二十一年傳曰 君若愛司馬 則如亡
 言君若愛司馬而不欲亡之 則當自亡也 定五年傳曰 不
 能如辭 言既不能 則當辭也 八年傳曰 然則如叛之
 言既不畏晉 則當叛之也 杜解君若愛司馬則如亡云 言
 若愛司馬 則當亡走失國 解不能如辭云 言自知不能
 當辭勿行 是杜訓如爲當 非訓爲不如也 且成二年傳曰
 若知不能 則如無出 今既遇矣 不如戰也 上言如
 下言不如 則如非不如明矣」とある。

⑤三軍以利用也

⑥利のためにおこす、ということである。

⑦金鼓以聲氣也

⑧鼓をうって士衆の聲氣（勇氣？）を助ける、ということである。

附異說として、俞樾『羣經平議』に「傳文止言以聲氣 不言以佐聲氣 杜解非也 顧氏炎武補正曰 聲如金聲而玉振之之聲 劉用熙曰 聲 宣也 宣倡士卒之勇氣 今按 孟子言金聲而玉振之 又曰金聲也者 金聲下皆無之字

與玉振之不同 金聲而玉振之 謂金聲始洪終殺 必以玉聲振起之也 說詳孟子 顧氏習于時解 遂若金聲與玉振一律 因取以解此傳聲字 失之矣 且如其解謂宣倡士卒之氣 則此句當以氣字爲主 下文曰 聲盛致志 乃言聲不言氣何也 然則顧解亦非也 今以文義求之 金鼓以聲氣也 與上句三軍以利用也一律 氣當讀爲鏜 鏜者怒也 說文金部 鏜 怒戰也 引春秋傳曰 諸侯敵王所鏜 今文四年左傳作愾 杜解曰 愾 恨怨也 蓋愾鏜義通 凡怒謂之愾 戰而怒謂之鏜 雖有從心從金之別 實一字耳 三軍之用在利 不利則不可以用 故曰 三軍以利用 金鼓之鏜在聲 非聲則不見其鏜 故曰 金鼓以聲鏜」とある。

⑨利而用之 阻隘可也 聲盛致志 鼓儼可也

⑩「儼」は、嚴（難所？）であり、（つまり）陣列を整えていないということである。

附注の「儼 嚴」については、『會箋』に「蓋讀儼如儼」とある。なお、穀梁傳文に「鼓險而擊之」とあるのを參照。

注の「未整陳」については、『說文』に「儼 儼互 不齊也」とあるのを參照。また、『國語』周語中「夫戎狄冒沒輕儼 貪而不讓」の韋注に「儼 進退上下無列也」とあるのを參照。

團丙子晨鄭文夫人芈氏姜氏勞楚子於柯澤

㊤ 楚子は、かえりに鄭を通ったのである。鄭の文公の夫人

「芈氏」は、楚の女であり、「姜氏」は、齊の女である。

「柯澤」は、鄭地である。

團楚子使師縉示之俘馘

㊤ 「師縉」は、楚の樂師である。「俘」は、捕虜である。

「馘」は、きりとった（敵の）耳である。

附注の「師縉 楚樂師也」については、『禮記』樂記「子

贛見師乙而問焉」の注に「師 樂官也」とあるのを参照。

注の「俘 所得囚」については、莊公六年「冬齊人來歸

衛俘」の注に「俘 囚也」とあるのを参照。

注の「馘 所截耳」については、『詩』大雅〈皇矣〉「執

訊連連 攸馘安安」の毛傳に「馘 獲也 不服者 殺而

獻其左耳 曰馘」とあるのを参照。

團君子曰 非禮也 婦人送迎不出門 見兄弟不踰闕

㊤ 「闕」は、門の限（しきみ）である。

附『國語』魯語下「公父文伯之母 季康子之從祖叔母也

康子往焉 闕門與之言 皆不踰闕」の韋注に「闕 限也

皆 二人也 敬姜不踰闕而出 康子不踰闕而入 傳曰

婦人送迎不出門 見兄弟不踰闕」とあるのを参照。ま

た、『禮記』曲禮上「大夫士出入君門 由闕右 不踐闕」

の注に「闕 門限也」とあるのを参照。

團戎事不遘女器

㊤ 「遘」は、近である。「器」は、物である。俘・馘は婦

人に近づけるべき物ではない、ということである。

附注の「遘 近也」については、『爾雅』釋詁及び『說文』

に「遘 近也」とあるのを参照。

なお、異説として、傳遜『春秋左傳屬事』に「言戎事尙

嚴 不近女子所御之物 況使婦人至軍中 又示以俘馘

乎」とある。

團丁丑楚子入饗于鄭

㊤ 鄭に饗應されたのである。

團九獻

㊤ 上公の禮を用い、九度も酒をくみかわして、ようやく禮

がおわったのである。

附『國語』晉語四「九獻」の韋注に「九獻 上公之享禮也」

とあるのを参照。また、『周禮』大行人に「上公之禮（中

略）饗禮九獻」とあるのを参照。

團庭實旅百

㊤ 庭中にならべられた品の数が百もあったのである。

附莊公二十二年の傳文「庭實旅百」の注に「旅 陳也」と

あるのを参照。また、『國語』晉語四「庭實旅百」の韋

注に「庭實 庭中之陳也」とあるのを参照。

傳加籩豆六品

㊤食物六品を籩豆に（盛って）追加したのである。「籩豆」は、禮に用いる食器である。

附昭公六年の傳文「晉侯享之 有加籩」の注に「籩豆之數

多於常禮」とあるのを参照。また、『論語』泰伯「籩豆之事 則有司存」の〈皇疏〉に「籩豆 禮器也 竹曰籩

木曰豆 豆盛俎醢 籩盛果實」とあるのを参照。

傳饗畢 夜出 文公送于軍 取鄭二姬以歸

㊤「二姬」は、文公の女（むすめ）である。

傳叔詹曰 楚王其不沒乎

㊤壽命を完うできない、ということである。

傳爲禮卒於無別 無別不可謂禮 將何以沒 諸侯是以知其

不遂霸也

㊤楚子が、師は城濮で敗れ、あげくのはて（自身は）商臣に弑されたわけを言っているのである。

附二十八年に「夏四月己巳晉侯齊師宋師秦師及楚人戰于城濮 楚師敗績」とあり、文公元年に「冬十月丁未楚世子商臣弑其君頤」とある。

〔僖公二十三年〕

經二十有三年春齊侯伐宋圍緡

㊤「緡」は、宋の邑である。高平の昌邑縣の東南部に東緡

城がある。

經夏五月庚寅宋公茲父卒

㊤（名を書いているのは）三たび同盟した（からである）。

附下の傳文に「凡諸侯同盟 死則赴以名 禮也」とあるのを参照。なお、疏に「茲父以九年卽位 其年盟于葵丘 十五年于牡丘 唯與魯同此二盟而已 而云三者 并數盟于薄釋宋公也」とある。

經秋楚人伐陳

經冬十有一月杞子卒

㊤傳例に「名を書いていないのは、同盟していなかったからである」とある（下の傳文）。杞は、『春秋』に入って「侯」と稱していたが、莊公二十七年に絀けられて「伯」と稱し、ここに至っては、夷禮を用いていたため、貶して「子」と稱している。

附注の「杞入春秋稱侯」については、桓公二年に「秋七月杞侯來朝」とあり、同十二年に「夏六月壬寅公會杞侯莒子盟于曲池」とある。

注の「莊二十七年絀稱伯」については、莊公二十七年に「杞伯來朝」とあり、注に「杞稱伯者 蓋爲時王所黜」

とある。

注の「至此用夷禮 貶稱子」については、下の傳文に「書曰子 杞夷也」とある。

團二十三年春齊侯伐宋圍緡 以討其不與盟于齊也

㊤十九年に齊で盟って、桓公の徳を忘れないようにしたのに、宋だけは會せず、その上、(二十一年に)齊人を呼び出して共に鹿上で盟ったから、今ここで討ったのである。

團十九年に「冬會陳人蔡人楚人鄭人盟于齊」とあり、傳に

「陳穆公請脩好於諸侯以無忘齊桓之徳 冬盟于齊 脩桓公之好也」とある。また、二十一年に「宋人齊人楚人盟于鹿上」とあり、注に「鹿上 宋地(中略) 宋爲盟主 故在齊人上」とある。なお、『史記』齊世家「六年春齊伐宋 以其不同盟于齊也」の《集解》に「服虔曰 魯僖公十九年諸侯盟于齊 以無忘桓公之徳 宋襄公欲行霸道 不與盟 故伐之」とあるのを參照。

團夏五月宋襄公卒 傷於泓故也

㊤「普通に死ねれば、幸運な方であろう」という子魚の言葉に結末をつけたのである。

團十九年の傳文に「司馬子魚曰(中略) 將以求霸 不亦難

乎 得死爲幸」とあり、注に「恐其亡國」とある。

團秋楚成得臣帥師伐陳 討其貳於宋也

㊤「成得臣」とは、子玉のことである。

團遂取焦夷 城頓而還

㊤「焦」は、今の譙縣である。「夷」は、城父ともよばれ、今の譙郡の城父縣である。二地は、いづれもみな、陳の邑である。「頓」國は、今の汝陰の南頓縣である。

團子文以爲之功 使爲令尹 叔伯曰 子若國何

㊤「叔伯」は、楚の大夫の蒧呂臣である。子玉は令尹の任に堪えられない、と考えたのである。

團對曰 吾以靖國也 夫有大功而無貴仕

㊤「貴仕」は、貴位である。

團其人能靖者與有幾

㊤必ず功をはこつて亂をなすから、賞をあたえないわけにゆかない、ということである。

團九月晉惠公卒

㊤經があくる年にあるのは、赴告に従ったのである。

團二十四年に「晉侯夷吾卒」とあり、注に「文公定位而後告」とある。

團懷公命無從亡人

㊦「懷公」は、子圉である。「亡人」とは、重耳のことである。

附この傳文については、王引之『經義述聞』に「家人人曰 懷公下脫立字 則與上句不相承 唐石經已然 而各本皆沿其誤 凡諸侯即位 必書某公立 此不書立 亦與全書之例不符 太平御覽人事部五十九治道部二 兩引此文 皆作懷公立命無從亡人 則宋初本尚有未脫立字者 史記晉世家云 九月惠公卒 太子圉立 是爲懷公 乃令國中諸從重耳亡者與期 期盡不到者盡滅其家 其文皆出於左傳 史記之太子圉立 卽左傳之懷公立也 則傳文原有立字明矣」とある。

團期 期而不至 無赦 狐突之子毛及偃從重耳在秦 弗召

㊦「偃」は、(下の) 子犯である。

團冬懷公執狐突 曰 子來則免

㊦まだ期限になっていないのに、突を執えたのは、子を呼びもどさなかったからである。

團對曰 子之能仕 父教之忠 古之制也 策名委質 貳乃辟也

㊦名を相手の策に書き、膝を屈して、君として事えれば、二心を抱くことは出来ない、ということである。「辟」は、罪である。

附注の「屈膝而君事之」については、疏に「質 形體也(中

略) 拜則屈膝而委身體於地 以明敬奉之也」とある。ちなみに、『後漢書』馮衍傳「委質爲臣 無有二心」の注

にも「委質猶屈膝也」とある。なお、異説として、『史記』仲尼弟子列傳「子路後儒服委質」の〈索隱〉に「服虔注左氏云 古者始仕 必先書其名於策 委死之質於君 然後爲臣 示必死節於其君也」とあり、また、『國語』晉語九「臣委質於狄之鼓 未委質於晉之鼓也」の韋注に「質 贄也 士贄以雉 委贄而退」とある。

注の「辟 罪也」については、『禮記』王制「司寇正刑明辟 以聽獄訟」の注に「辟 罪也」とあるのを参照。

また、『國語』晉語四「其在辟也 吾從中也」の韋注に「辟 罪也」とあるのを参照。

團今臣之子 名在重耳 有年數矣 若又召之 教之貳也

父教子貳 何以事君 刑之不濫 君之明也 臣之願也 淫刑以逞 誰則無罪 臣聞命矣 乃殺之 卜偃稱疾不出

曰 周書有之 乃大明服

㊦『周書』の〈康誥〉である。君が大明であれば、民は服する、ということである。

團已則不明 而殺人以逞 不亦難乎 民不見德 而唯戮是聞 其何後之有

㊦懷公はきつと子孫が晉で續かない、ということである。二十四年の懷公の殺害のために本を張ったのである。

附注の前半については、二十四年の傳文に「惠懷無親 外内弃之」とあるのを参照。

注の後半については、二十四年の傳文に「壬寅公子入于晉師 丙午入于曲沃 丁未朝于武宮 戊申使殺懷公于高梁」とある。

團十一月杞成公卒 書曰子 杞夷也

④成公はもとから夷禮を行なっていて、(そのまま)その身をおえたから、「卒」のところで貶したのである。杞は實際には「伯」と稱していたのを、仲尼が表現の上で貶して「子」と稱したから、傳は「書曰子」と言つて、そのことを明らかにしたのである。

附注の前半については、疏に「何休・膏肓・難左氏云 杞子卒 豈當用夷禮死乎 故解之」とある。

注の後半については、序に「諸稱書不書先書故書不言不稱書曰之類 皆所以起新舊發大義 謂之變例」とあるのを参照。

團不書名 未同盟也 凡諸侯同盟 死則赴以名 禮也

④隱公七年にすでに示しているのに、今ここで、かさねて「不書名」(の例)を發しているのは、(このように)爵を降した場合は(普通の場合と異なるかに)まぎらわしいからである。ここの「凡」もまた、國の史官が赴告

を承けて書くための例である。

附注の前半については、隱公七年の傳文に「春滕侯卒 不書名 未同盟也」とある。なお、疏に引く『釋例』に「杞侯降爵 嫌有異同 故傳重發不書之例」とあるのを参照。

注の後半については、桓公九年の傳文「凡諸侯之女行唯王后書」の注に「爲書婦人行例也」とあるのを参照。また、莊公三年の傳文「凡師 一宿爲舍 再宿爲信 過信爲次」の注に「爲經書次例也」とあるのを参照。

團赴以名則亦書之

④同盟していなかった場合をいう。

團不然則否

④同盟していながら名をもって赴告してこなかった場合をいう。

團辟不敏也

④「敏」は、審と同じである。同盟して始めて名を告げるのが、赴者の禮であり、赴を承けて始めて策に書くのが、史官の制であつて、内(史官)と外(赴者)とで、(禮制上)適當とされる事が同じでないから、傳は、さらにその義を詳述したのである。

附疏に引く『釋例』に「又更發凡者 以明雖薨赴有法 若或違之 國史亦承告而書 不必改正也」とあるのを参照。

團晉公子重耳之及於難也 晉人伐諸蒲城

㊦事は、五年にある。

附五年の傳文に「及難 公使寺人披伐蒲」とある。

團蒲城人欲戰 重耳不可 曰 保君父之命而享其生祿

㊦「享」は、受である。「保」は、侍と同じである。

附『漢書』廣陵厲王劉胥傳「揚州保疆」の注に「李奇曰

保 侍也」とあるのを参照。

團於是乎得人

㊦祿によって衆人を集めることが出来た、ということである。

團有人而校 罪莫大焉

㊦「校」は、報である。

附『論語』泰伯「犯而不校」の〈集解〉に「包曰 校 報也」とあるのを参照。

團吾其奔也 遂奔狄 從者狐偃趙衰

㊦「衰」は、趙夙の弟である。

附『國語』晉語四に「趙衰 其先君之戎御趙夙之弟也」とあるのを参照。

團顓頊魏武子

㊦「武子」は、魏犢である。

團司空季子

㊦胥臣曰季である。この時、狐毛・賈佗の兩人も従ったの

に、この五人だけを擧げているのは、（この五人は特に）賢で大功があったからである。

附『史記』晉世家「司空季子曰」の〈集解〉に「服虔曰

胥臣曰季也」とあるのを参照。

團狄人伐廐咎如

㊦「廐咎如」は、赤狄の別種で、隗姓である。

附成公三年の傳文に「晉卻克衛孫良夫伐廐咎如 討赤狄之

餘焉」とあるのを参照。また、『史記』晉世家「狄伐咎如」の〈集解〉に「賈逵曰 赤狄之別 隗姓」とあるのを参照。

團獲其二女叔隗季隗 納諸公子 公子取季隗 生伯儵叔劉

以叔隗妻趙衰 生盾

㊦「盾」は、趙宣子である。

團將適齊 謂季隗曰 待我二十五年 不來而後嫁 對曰

我二十五年矣 又如而是而嫁 則就木焉

㊦（その時は）死んで棺に入る年齢でしょうから、再婚など出来ない、ということである。

團請待子 處狄十二年而行

㊦五年に狄に奔り、十六年になって（狄を）去ったのである。

團過衛 衛文公不禮焉 出於五鹿

㊦「五鹿」は、衛地である。今、衛縣の西北部に五鹿とよ

ばれる土地がある。陽平の元城縣の東部にもまた五鹿がある。

附『史記』晉世家「過五鹿」の〈集解〉に「賈逵曰 衛地」とあるのを参照。

團乞食於野人 野人與之塊 公子怒 欲鞭之 子犯曰 天賜也

④土を手に入れることは、國を所有することの瑞祥であるから、「天賜」としたのである。

附『國語』晉語四に「民以土服 又何求焉 天事必象 十有二年 必獲此土」とあるのを参照。また、『史記』晉世家に「土者 有土也」とあるのを参照。

團稽首受而載之 及齊 齊桓公妻之 有馬二十乘
④四匹の馬を「乘」という。(つまり、「二十乘」は)八十匹である。

附二年の傳文「屈産之乘」の注に「四馬曰乘」とあるのを参照。また、『史記』宋世家「厚禮重耳以馬二十乘」の〈集解〉に「服虔曰 八十匹」とあるのを参照。なお、

『國語』晉語四「有馬二十乘」の韋注に「四匹爲乘 八匹也」とあるのも参照。

團公子安之 從者以爲不可 將行 謀於桑下

④齊の桓公が死んでしまい、(子の)孝公は頼りにならないことがわかった、からである。

附『國語』晉語四に「桓公卒 孝公卽位 諸侯叛齊 子犯

知齊之不可以動 而知文公之安齊而有終焉之志也 欲行

而患之 與從者謀於桑下」とあるのを参照。

團蠶妾在其上 以告姜氏 姜氏殺之

④「姜氏」は、重耳の妻である。重耳が立ち去ることを(知って)孝公が怒るのを恐れたから、妾を殺して口をふさいだのである。

附『史記』晉世家「其主乃殺侍者」の〈集解〉に「服虔曰 懼孝公怒 故殺之以滅口」とあるのを参照。また、『國語』晉語四「姜氏殺之」の韋注に「殺之以滅口 時諸侯叛齊 壻又欲去 恐孝公怒」とあるのを参照。

團而謂公子曰 子有四方之志 其聞之者 吾殺之矣 公子曰 無之 姜曰 行也 懷與安 實敗名 公子不可 姜與子犯謀 醉而遣之 醒 以戈逐子犯

④立ち去る意志がなかったから、怒ったのである。

附『史記』晉世家に「重耳大怒 引戈欲殺咎犯」とあるのを参照。

團及曹 曹共公聞其駢脅 欲觀其裸 浴 薄而觀之
④「薄」は、迫である。「駢脅」は、合幹(一枚あばら)である。

附注の「薄 迫也」については、『國語』晉語四「設微薄而觀之」の韋注に「薄 迫也」とあるのを参照。なお、

異説として、沈欽韓『春秋左氏傳補注』に「晉語云 設微薄而觀之 傳意不作薄近之義 月令 具曲植籩筐 注曲 薄也 方言 薄 宋魏陳楚江淮之間 謂之菑 自關而西 謂之薄 漢書賈誼傳 帷薄不修 皆此薄字 淮南道應訓高誘注 曹共公聞重耳駢脅 使袒而捕魚 設薄而觀之 此則垂簾薄以微窺 與闌然迫觀者較 近人情 淮南注與晉語 足相證明 釋文亦謂國語云 薄 簾也 杜與韋昭同解爲迫近 非也」とある。

注の「駢脅 合幹」については、『國語』晉語四「聞其駢脅」の韋注に「駢 并脅也」とあるのを参照。また、『說文』に「駢 并脅也」とあるのを参照。

傳傳負羈之妻曰 吾觀晉公子之從者 皆足以相國 若以相 ④もしそのまま輔佐にすれば、ということである。

傳夫子必反其國 反其國 必得志於諸侯 得志於諸侯而誅 無禮 曹其首也 子盍蚤自貳焉

④「自貳」とは、自分（だけ）を曹とは別にする、ということである。

附『國語』晉語四「子盍蚤自貳焉」の韋注に「貳猶別也」とあるのを参照。

傳乃饋盤飧 實璧焉

④臣は外交が出来ないから、盤を用いて璧を食物の中にかくし、人に見せないようにしたのである。

傳公子受飧反璧 及宋 宋襄公贈之以馬二十乘

④「贈」は、送である。

附『詩』鄭風〈女曰鷄鳴〉「雜佩以贈之」の鄭箋に「贈送也」とあるのを参照。

傳及鄭 鄭文公亦不禮焉 叔詹諫曰 臣聞 天之所啓 人弗及也

④「啓」は、開である。

附隱公元年の傳文「夫人將啓之」の注に、同文がみえる。なお、『國語』晉語四「天將啓之」の韋注に「啓 開也」とあるのを参照。

傳晉公子有三焉 天其或者將建諸 君其禮焉 男女同姓 其生不蕃

④「蕃」は、息（ふえる）である。

附『國語』魯語上「蕃庶物也」の韋注に「蕃 息也」とあるのを参照。なお、同晉語四に「同姓不婚 惡不殖也」とあり、韋注に「殖 蕃」とあるのも参照。

傳晉公子 姬出也 而至于今 一也

④大戎の狐姬の子であるから、「姬出」と言っているのである。

附莊公二十八年の傳文に「大戎狐姬生重耳」とあり、注に「大戎 唐叔子孫 別在戎狄者」とあるのを参照。また、『國語』晉語四に「狐氏出自唐叔 狐姬 伯行之子也」

實生重耳」とあり、韋注に「狐氏 重耳外家 與晉俱唐叔之後 別在大戎者 伯行 狐氏字」とあるのを参照。
なお、注の「犬戎」の「犬」は、諸本に従って、「大」に改める。

團離外之患

㊤ 出奔して外にいる、ということである。

團而天不靖晉國 殆將啓之 二也 有三士 足以上人 而從之 三也

㊥ 『國語』によると、狐偃・趙衰・賈佗の三人に、いづれもみな、卿佐の才があった。

附『國語』晉語四に「晉公子生十七年而亡 卿材三人從之 可謂賢矣（韋注 三人 狐偃趙衰賈佗）」とあり、また、「晉公子亡 長幼矣 而好善不厭 父事狐偃 師事趙衰 而長事賈佗（中略）此三人者 實左右之」とあるのを参照。

なお、傳の「而天下」の「下」は、校勘記に従って、衍文とみなす。

團晉鄭同儕

㊦ 「儕」は、等である。

附成公二年の傳文「況吾儕乎」の注に、同文がみえる。なお、『説文』に「儕 等輩也」とあるのを参照。

團其過子弟 固將禮焉 況天之所啓乎 弗聽 及楚 楚子

饗之 曰 公子若反晉國 則何以報不殺 對曰 子女玉帛則君有之 羽毛齒革則君地生焉 其波及晉國者君之餘也 其何以報君 曰 雖然何以報我 對曰 若以君之靈得反晉國 晉楚治兵過於中原 其辟君三舍 若不獲命 三舍しりぞいても、（戦を）やめるという楚の命をえられなければ、ということである。

附『國語』晉語四「若不獲命」の韋注に「不得楚還師之命」とあるのを参照。

なお、『史記』晉世家「請辟王三舍」の〈集解〉に「賈逵曰 司馬法 從遯不過三舍 三舍 九十里也」とある。

團其左執鞭弭 右屬囊韃 以與君周旋

㊧ 「弭」は、弓で、末端に縁（くくり、かざり）のないものである。「囊」は、それで箭を受けるのである（つまり、矢袋）。「韃」は、それで弓を受けるのである（つまり、弓袋）。「屬」は、著（つける）である。「周旋」は、追っかけ合うということである。

附注の「弭 弓末無縁者」については、『爾雅』釋器に「弓 有縁者謂之弓 無縁者謂之弭」とあるのを参照。

注の「囊 以受箭」については、『國語』晉語四「右屬囊韃」の韋注に「囊 矢房」とあるのを参照。

注の「韃 以受弓」については、『方言』第九に「所以藏箭弩謂之箠 弓謂之韃」とあるのを参照。また、『國

語『晉語四』「右屬囊韃」の章注に「韃 弓弣也」とあるのを参照。

注の「屬 著也」については、『儀禮』既夕禮「屬引」の注に「屬猶著也」とあるのを参照。

注の「周旋 相追逐也」については、『國語』晉語四「以與君周旋」の章注に「與君周旋 相馳逐也」とあるのを参照。

○子玉請殺之

○その志が大であるのを畏れたのである。

○楚子曰 晉公子廣而儉

○志は廣くても、行ないはつづまやか、ということである。

○文而有禮 其從者肅而寬

○「肅」は、敬である。

○『國語』楚語下「而又能齊肅衷正」の章注に「肅 敬也」とあるのを参照。

○忠而能力 晉侯無親 外内惡之

○「晉侯」とは、惠公のことである。

○吾聞 姬姓 唐叔之後 其後衰者也 其將由晉公子乎

○天將興之 誰能廢之 違天 必有大咎 乃送諸秦 秦伯

○納女五人 懷嬴與焉

○「懷嬴」は、子圉の妻である。(夫の)子圉が懷公と諡(おくりな)されたから、懷嬴と號しているのである。

○『國語』晉語四「秦伯歸女五人 懷嬴與焉」の章注に「懷

嬴 故子圉妻 子圉逃歸 立爲懷公 故曰懷嬴」とあるのを参照。なお、二十二年の傳文「晉大子圉爲質於秦 將逃歸 謂嬴氏曰 與子歸乎」の注に「嬴氏 秦所妻子 圉 懷嬴也」とあるのも参照。

○奉匱沃盥 既而揮之

○「匱」は、水をそそいで手をあらうための器である。「揮」は、潄(水をはねかける)である。

○注の「匱 沃盥器也」については、『儀禮』既夕禮「用器 弓矢耒耜兩敦兩杆槃匱 匱實于槃中 南流」の注に「槃匱 盥器也」とあるのを参照。

○注の「揮 潄也」については、『國語』晉語四「既而揮之」の章注に「揮 灑也」とあるのを参照。なお、異説として、安井衡『左傳輯釋』に「重耳盥畢 揮手去水 故云揮之 揮之則水潄於旁 下句云怒 則水潄於懷嬴可知矣 故傳省文不言潄 杜訓揮爲潄 未達傳意也」とある。

○怒曰 秦晉匹也 何以卑我

○「匹」は、敵である。

○『國語』晉語四「嬴怒曰 秦晉匹也 何以卑我」の章注に「匹 敵也」とあるのを参照。

○公子懼 降服而囚

㊤上衣をとり、自分を拘禁して、謝罪したのである。

附『國語』晉語四「公子懼 降服囚命」の韋注に「降服

徹上服 囚命 自囚以聽命」とあるのを参照。

なお、疏に「服虔云 申意於楚子 伸於知己 降服於懷

嬴 屈於不知己」とある。

團他日公享之 子犯曰 吾不如衰之文也

㊤「文」とは、文辭に長じている、ということである。

附『國語』晉語四「子犯曰 吾不如衰之文也」の韋注に「文

文辭也」とあるのを参照。

團請使衰從 公子賦河水

㊤「河水」は、逸詩である。河水が海に流れ込む點に意義

を取り、海で秦を喩えたのである。

附『國語』晉語四「公子賦河水」の韋注に「河 當作沔

字相似誤也 其詩曰 沔彼流水 朝宗于海 言己反國當

朝事秦」とあるのを参照。なお、『詩』小雅「沔水」の

鄭箋に「水流而入海 小就大也 喻諸侯朝天子亦猶是也

諸侯春見天子曰朝 夏見曰宗」とあるのも参照。

團公賦六月

㊤「六月」は、『詩』の「小雅」である。尹吉甫が宣王を

たすけて征伐したことを言って、公子が晉にかえれば必

ず王國をたすことを喩えたのである。昔、正式な會合

では、古詩によって意思を示した。だから、「詩をうた

う時には、その中の一つの章だけを取り出す」(襄公二十八年傳文)と言っているのである。(ちなみに、このように、こまかく何章とまでは言わず)詩の篇名を總稱している場合は、(その篇の)首章の義を取っていることが多い。他はみな、これに倣う。

附『國語』晉語四「秦伯賦六月」の韋注に「六月 道尹吉甫佐宣王征伐 復文武之業 其詩云 王于出征 以匡王國 二章曰 以佐天子 三章曰 共武之服 以定王國 此言重耳爲君 必霸諸侯 以匡佐天子」とあるのを参照 (ただし、「二章曰」以下は、杜注に對して、異說である)。

團趙衰曰 重耳拜賜 公子降拜稽首 公降一級而辭焉

㊤階を一段下り、公子の稽首を辭退したのである。

附異說として、沈欽韓『春秋左氏傳補注』に「公食大夫禮 公降一等 辭曰 寡君從子 雖將拜 興也 注 賓猶 降 終其再拜稽首 聘禮 賓降辭幣 公降一等辭 栗階 升聽命 降拜 公辭 升再拜稽首受幣 是禮賓主非敵 賓必降拜 公必降辭也 辭者 辭其降拜 非辭其稽首 杜云 辭公子稽首 發言無不謬也」とある。

團衰曰 君稱所以佐天子者命重耳 重耳敢不拜

㊤詩の首章では「王國をただす」と言っているが、次章で

「天子をたすける」と言っているから、趙衰は、そのま

う時には、その中の一つの章だけを取り出す」(襄公二十八年傳文)と言っているのである。(ちなみに、このように、こまかく何章とまでは言わず)詩の篇名を總稱している場合は、(その篇の)首章の義を取っていることが多い。他はみな、これに倣う。

附『國語』晉語四「秦伯賦六月」の韋注に「六月 道尹吉甫佐宣王征伐 復文武之業 其詩云 王于出征 以匡王國 二章曰 以佐天子 三章曰 共武之服 以定王國 此言重耳爲君 必霸諸侯 以匡佐天子」とあるのを参照 (ただし、「二章曰」以下は、杜注に對して、異說である)。

團趙衰曰 重耳拜賜 公子降拜稽首 公降一級而辭焉

㊤階を一段下り、公子の稽首を辭退したのである。

附異說として、沈欽韓『春秋左氏傳補注』に「公食大夫禮 公降一等 辭曰 寡君從子 雖將拜 興也 注 賓猶 降 終其再拜稽首 聘禮 賓降辭幣 公降一等辭 栗階 升聽命 降拜 公辭 升再拜稽首受幣 是禮賓主非敵 賓必降拜 公必降辭也 辭者 辭其降拜 非辭其稽首 杜云 辭公子稽首 發言無不謬也」とある。

團衰曰 君稱所以佐天子者命重耳 重耳敢不拜

㊤詩の首章では「王國をただす」と言っているが、次章で

「天子をたすける」と言っているから、趙衰は、そのま

う時には、その中の一つの章だけを取り出す」(襄公二十八年傳文)と言っているのである。(ちなみに、このように、こまかく何章とまでは言わず)詩の篇名を總稱している場合は、(その篇の)首章の義を取っていることが多い。他はみな、これに倣う。

附『國語』晉語四「秦伯賦六月」の韋注に「六月 道尹吉甫佐宣王征伐 復文武之業 其詩云 王于出征 以匡王國 二章曰 以佐天子 三章曰 共武之服 以定王國 此言重耳爲君 必霸諸侯 以匡佐天子」とあるのを参照 (ただし、「二章曰」以下は、杜注に對して、異說である)。

ま次章にまでひろげて言ったのである。(ここは) あくる年の「秦伯納之」(二十四年傳文)のために本を張ったのである。

附上の注に「其全稱詩篇者 多取首章之義」とあるのを参照。

〔僖公二十四年〕

經二十有四年春王正月

經夏狄伐鄭

經秋七月

經冬天王出居于鄭

㊦襄王である。天子は天下を家とするから、どこにいても「居」と稱するのである。天子には外がないはずなのに、「出」と書いているのは、王が、個人的な孝行に(明を)おおわれて、天下の重たさをかえりみなかった、ことを譏ってである。(なお、他の者ではなく)同母弟が起こした内亂を避けたことについて、「出」と書いている、ということとは、(單に出奔したのではなく)王が自身を周と絶縁させた、ということである。

附注の前半については、疏に引く『釋例』に「天子以天下爲家 故傳曰 凡自周無出 今以出居爲名 而不書奔 殊之於列國」とある。なお、穀梁傳文に「居者 居其所也 雖失天下 莫敢有也」とあるのを参照。

注の後半については、下の傳文に「天子無出 書曰天王出居于鄭 辟母弟之難也」とある。なお、注の「王蔽於匹夫之孝云云」については、下の傳文に「王曰 先后其謂我何 寧使諸侯圖之」とあるのを参照。

經晉侯夷吾卒

㊦文公が地位を安定させてから赴告したのである。(名を書いているのは)同盟はしていなかったけれども、名をもって赴告してきた(からである)。

附注の前半については、二十三年の傳文に「九月晉惠公卒」とあり、注に「經在明年 從赴」とあるのを参照。

注の後半については、二十三年の傳文に「凡諸侯同盟 死則赴以名 禮也 赴以名則亦書之(注 謂未同盟)不然則否(注 謂同盟而不以名告) 辟不敏也」とあるのを参照。

傳二十四年春王正月秦伯納之 不書 不告入也

㊦重耳を送り込んだのである。

傳及河 子犯以璧授公子 曰 臣負羈紲從君巡於天下

④「羈」は、馬のおもがいである。「綫」は、馬のたづなである。

附『説文』に「羈 馬繼也」とあるのを参照。なお、異説として、疏に「服虔云 一曰 犬羈曰繼 古者 行則有大」とあり、また、『國語』晉語四「從者爲羈繼之僕」の韋注に「馬曰羈 犬曰繼」とある。

團臣之罪甚多矣 臣猶知之 而況君乎 請由此亡 公子曰 所不與舅氏同心者 有如白水

⑤子犯は、重耳の舅（おじ）である（から、「舅氏」と言っているのである）。舅氏と心を同じくすることは、この白水のように明らかである、ということであり、『詩』に「私の言葉は、白日のように眞實である」（王風〈大車〉）とあるのと同じである。

附注の前半については、二十三年の傳文に「狐突之子毛及偃從重耳在秦」とあり、注に「偃 子犯也」とあるのを参照。また、閔公二年の傳文「狐突御戎」の注に「狐突 伯行 重耳外祖父也」とあるのを参照。

注の後半については、『詩』王風〈大車〉の鄭箋に「我言之信 如白日也」とあるのを参照。なお、異説として、陸粲『左傳附注』に「程大昌曰 詩云有如皦日 言其志之明白也 若晉文公之誓 其語亦放乎詩 而意則異焉 蓋要質河神 使司其約耳 故史記改爲之言曰 若反國

所不與子犯共者 河伯視之 斯得其指矣 邵文莊公曰 諸言有如日有如河有如上帝先君之類 皆謂其神臨之 必降之罰也」とあり、また、『會箋』に「如杜解 不字不通」とある。

團投其璧于河

⑥黃河に對して誠信を保證した（誓約した）のである。

附成公十一年の傳文に「齊盟 所以質信也」とあり、注に「質 成也」とあるのを参照。また、哀公二十年の傳文に「黃池之役 先主與吳王有質」とあり、注に「質 盟信也」とあるのを参照。なお、『國語』晉語四に「沈璧以質」とあり、韋注に「質 信也（中略）因沈璧以自誓爲信」とあるのも参照。

團濟河 圍令狐 入桑泉 取臼衰

⑦「桑泉」は、河東の解縣の西部にあった。解縣の東南部に臼城がある。

團二月甲午晉師軍于廬柳

⑧懷公が軍を派遣して重耳をふせこうとしたのである。

團秦伯使公子繫如晉師 師退軍于郇

⑨解縣の西北部に郇城がある。

附異説として、『水經注』涑水に「服虔曰 郇國在解縣東 郇瑕氏之墟也」とある。

團辛丑狐偃及秦晉之大夫盟于郇 壬寅公子入于晉師 丙午

入于曲沃 丁未朝于武宮

㊦「武宮」は、文公の祖の武公の廟である。

附『史記』晉世家「丁未朝于武宮」の〈集解〉に「賈逵曰

文公之祖武公廟也」とあるのを参照。なお、莊公十六

年の傳文に「王使虢公命曲沃伯以一軍爲晉侯」とあり、

注に「曲沃武公遂并晉國 僖王因就命爲晉侯」とある。

團戊申使殺懷公于高梁 不書 亦不告也

㊦懷公は高梁に奔っていたのである。「高梁」は、平陽の

楊縣の西南部にあった。再度「不告」(の例)を發して

いるのは、外の諸侯については、入った場合も殺された

場合も、兩方とも、やはり(他の場合と同様に)赴告を

まっして始めて策に書く、ということと言わんとしてであ

る。

附注の「懷公奔高梁」については、『國語』晉語四に「懷

公奔高梁」とあり、また、『史記』晉世家に「懷公圉奔

高梁」とあるのを参照。

注の「高梁在平陽楊縣西南」については、九年の傳文「齊

侯以諸侯之師伐晉 及高梁而還 討晉亂也」の注に、同

文がみえる。なお、その附を参照。

注の「再發不告者云云」については、上の傳文に「春王

正月秦伯納之 不書 不告入也」とある。なお、隱公十

一年の傳文に「凡諸侯有命 告則書 不然則否」とある

のを参照。

團呂卻畏偃

㊦呂甥と卻芮は、惠公の舊臣であつたから、文公に迫害さ

れることを畏れたのである。

附『國語』晉語四「於是呂甥冀芮畏偃 悔納文公 謀作亂」

の章注に「此二子本惠公黨 畏見偃害 故謀作亂」とあ

るのを参照。

團將焚公宮而弑晉侯 寺人披請見 公使讓之 且辭焉

㊦ことわって、會わなかったのである。

團曰 蒲城之役

㊦五年にある。

附五年の傳文に「及難 公使寺人披伐蒲」とある。

團君命一宿 女卽至

㊦すぐその日に攻めてきた、ということである。

團其後余從狄君以田渭濱

㊦「田」は、獵(かり)である。

附莊公八年の傳文「遂田于貝丘」の注に、同文がみえる。

なお、その附を参照。また、『國語』晉語四「又爲惠公

從余於渭濱」の章注に「重耳在狄 從狄君獵於渭濱」と

あるのを参照。

團女爲惠公來求殺余 命女三宿 女中宿至 雖有君命 何

其速也 去祛猶在

㊤披が斬り落した文公の衣のそである。

附五年の傳文に「蹶垣而走 披斬其袂 遂出奔翟」とあり、

注に「袂 袂也」とある。

團女其行乎 對曰 臣謂君之入也 其知之矣

㊤人に君たるの道を知っている、ということである。

附『國語』晉語四「吾以君爲已知之矣 故入」の韋注に「知

爲君爲臣之道也」とあるのを參照。

團若猶未也 又將及難 君命無二 古之制也 除君之惡

唯力是視 蒲人狄人 余何有焉

㊤(獻・惠)二君の時代には、君は(一介の)蒲・狄の人

であり、私にとって何の義理(關係)もなかった、という

ことである。

附『國語』晉語四に「二君之世 蒲人狄人 余何有焉」と

あり、韋注に「當獻惠之世 君爲蒲人狄人耳 二君之所

惡 於我有何義而不殺君乎」とあるのを參照。

團今君即位 其無蒲狄乎 齊桓公置射鉤 而使管仲相

㊤乾時の戰役(莊公九年)で、管仲は桓公を射て、帶鉤(お

びがね)にあてたのである。

附『史記』齊世家に「魯聞無知死 亦發兵送公子糾 而使

管仲別將兵遮莒道 射中小白帶鉤 小白詳死 管仲使人

馳報魯」とあるのを參照。

㊤もし齊の桓公に反すれば、自分から立ち去るつもりであ

り、君の命を待つまでもない、ということである。

附哀公元年の傳文「吾先大夫子常易之」の注に「易猶反也」

とあるのを參照。

團行者甚衆 豈唯刑臣

㊤披は奄人(宦官)であるから、「刑臣」と稱しているの

である。

附『國語』晉語四「余 罪戾之人也 又何患焉」の韋注に

「勃鞞 閹士 故曰罪戾之人」とあるのを參照。なお、

襄公二十七年の傳文「寺人御而出」の注に「寺人 奄士」

とある。

團公見之 以難告

㊤呂甥と卻芮が公の宮殿を焚こうとしていることを報告し

たのである。

附上の傳文に「呂卻畏偪 將焚公宮而弑晉侯」とある。

團三月晉侯潛會秦伯于王城 己丑晦公宮火 瑕甥卻芮不獲

公 乃如河上 秦伯誘而殺之 晉侯逆夫人嬴氏以歸

㊤秦の穆公の女(むすめ)の文嬴である。

附『國語』晉語四「元年春公及夫人嬴氏至自王城」の韋注

に「賈侍中云(中略)嬴氏 秦穆公女文嬴也」とあるの

を參照。また、『史記』秦本紀「文公夫人 秦女也」の

《集解》に「服虔曰 繆公女」とあるのを參照。

團秦伯送衛於晉三千人 實紀綱之僕

㊤ 呂甥と卻芮による内亂があったばかりで、國がまだまとまっていなかったから、兵卒で文公をまもったのである。(つまり)門戸のあけしめ等、僕隸のなすべき仕事は全て、秦の兵卒がかかわり、その統領となった(指揮をとった)のである。

附注の前半については、『史記』晉世家に「秦送三千人爲衛 以備晉亂」とあるのを参照。なお、十五年の傳文に「羣臣輯睦」とある。

注の後半については、異説として、『國語』晉語四「秦伯納衛三千人 實紀綱之僕」の韋注に「所以設國紀綱爲之備衛 僕 使也」とある。また、安井衡『左傳輯釋』に「紀綱之僕 在秦爲紀綱之僕 言其撰精」とある。

團初晉侯之豎頭須 守藏者也

㊤ 「頭須」は、里鳧須ともいう。「豎」は、左右の小吏である。

附注の「頭須 一曰里鳧須」については、『韓詩外傳』卷第十に「晉文公重耳亡過曹 里鳧須從」とあり、『新序』雜事第五に「公子重耳反國 立爲君 里鳧須造門願見」とある。なお、『國語』晉語四「文公之出也 豎頭須守藏者也 不從」の韋注に「豎 文公内豎里鳧須」とあるのを参照。

注の「豎 左右小吏」については、昭公四年の傳文「遂使爲豎」の注に「豎 小臣也」とあるのを参照。

團其出也 竊藏以逃

㊤ 文公が出奔した時である。

附『國語』晉語四に「文公之出也 豎頭須 守藏者也 不從」とあるのを参照。

團盡用以求納之

㊤ 文公を納める(歸國させる)ことを求めたのである。

附『國語』晉語四「文公之出也 豎頭須 守藏者也 不從」の韋注に「盡用以求納公」とあるのを参照。

團及入 求見 公辭焉以沐 謂僕人曰 沐則心覆 心覆則圖反 宜吾不得見也 居者爲社稷之守 行者爲羈紲之僕 其亦可也 何必罪居者 國君而讎匹夫 懼者甚衆矣 僕人以告 公遽見之

㊤ 小怨を弃てれば、衆人を安んずることが出来る、ということである。

附『韓詩外傳』卷第十に「然君誠赦之罪 與驂乘遊於國中 百姓見之 必知不念舊惡 人自安矣」とあるのを参照。

團狄人歸季隗于晉 而請其二子

㊤ 「二子」とは、伯儵と叔劉である。

附二十三年の傳文に「狄人伐廬咎如 獲其二女叔隗季隗 納諸公子 公子取季隗 生伯儵叔劉」とある。

團文公妻趙衰 生原同屏括樓嬰

㊤「原」・「屏」・「樓」は、(同・括・嬰)三子の邑である。附傳・注の「樓」は、校勘記に従って、「樓」に改める。

團趙姬請逆盾與其母

㊤「趙姬」は、文公の女(むすめ)である。「盾」は、狄の女(むすめ)・叔隗の子である。

附二十三年の傳文に「以叔隗妻趙衰 生盾」とある。

團子餘辭

㊤「子餘」は、趙衰の字(あざな)である。

團姬曰 得寵而忘舊 何以使人 必逆之 固請 許之 來

以盾爲才 固請于公 以爲嫡子 而使其三子下之 以

叔隗爲內子 而已下之

㊤卿の嫡妻を「內子」という。(これらは)みな、この年の事ではない。おそらく、狄人が季隗をおくってきたことに因んで、ついでに、叔隗のことをしまいまで言ったのであろう。

附『禮記』雜記上「內子以鞠衣褻衣素沙」の注に「內子

卿之適妻也」とあるのを参照。また、『國語』魯語下「卿之內子爲大帶」の章注に「卿之適妻曰內子」とあるのを参照。

團晉侯賞從亡者 介之推不言祿 祿亦弗及

㊤「介推」は、文公の微臣である。「之」は、語助である。

附『禮記』射義「又使公罔之衰序點揚榘而語」の注に「之發聲也」とあるのを参照。

團推曰 獻公之子九人 唯君在矣 惠懷無親 外內弃之

天未絕晉 必將有主 主晉祀者 非君而誰 天實置之 而三子以爲己力 不亦誣乎 竊人之財 猶謂之盜 況

貪天之功以爲己力乎 下義其罪 上賞其姦 上下相蒙

㊤「蒙」は、欺である。

附昭公元年の傳文「又使園蒙其先君」等の注に、同文がみえる。なお、『史記』晉世家「上下相蒙」の《集解》に

「服虔曰 蒙 欺也」とあるのを参照。

團難與處矣 其母曰 盍亦求之 以死 誰慰 對曰 尤而

效之 罪又甚焉 且出怨言 不食其食

㊤「怨言」とは、(上の)「上下が欺き合っているところには、一緒にいられない」(という發言)をいう。

團其母曰 亦使知之 若何

㊤祿は求めないことにしたが、そのかわり、推に、言葉を文公に伝えさせようとしたのである。

團對曰 言 身之文也 身將隱 焉用文之 是求顯也 其

母曰 能如是乎 與女偕隱

㊤「偕」は、俱(ともに)である。

附莊公七年的傳文「與雨偕也」の注に、同文がみえる。な

お、その附を参照。

傳遂隱而死 晉侯求之不獲 以縣上爲之田 曰 以志吾過

且旌善人

㊤「旌」は、表（あらわす）である。西河の界休縣の南部に「縣上」とよばれる土地がある。

附注の「旌 表也」については、『史記』晉世家「且旌善人」の〈集解〉に「賈逵曰 旌 表也」とあるのを参照。

また、『國語』周語上「旗章以旌之」の章注に「旌 表也」とあるのを参照。なお、莊公二十八年の傳文「且旌君伐」の注に「旌 章也」とある。

なお、『史記』晉世家「遂求所在 聞其入縣上山中」の〈集解〉に「賈逵曰 縣上 晉地」とある。

傳鄭之入滑也 滑人聽命

㊤滑に入ったことは、二十年にある。

附二十年に「鄭人入滑」とある。なお、注の「二十一年」は、按勘記に従って、「二十年」に改める。

傳師還 又卽衛 鄭公子士洩堵俞彌帥師伐滑

㊤「堵俞彌」は、鄭の大夫である。

附二十年の傳文「夏鄭公子士洩堵寇帥師入滑」の注に「公子士 鄭文公子 洩堵寇 鄭大夫」とあるのを参照。なお、この二つの注については、李惇『羣經識小』に「杜

於前 則以洩字屬下 於後 則以洩字屬上 似非」とあるが、洪亮吉『春秋左傳詁』には「洩姓見前 不須更舉也」とある。

傳王使伯服游孫伯如鄭請滑

㊤二子は、周の大夫である。

附『史記』周本紀「王使游孫伯服請滑」の〈集解〉に「賈逵曰 二子 周大夫」とあるのを参照。

傳鄭伯怨惠王之入而不與厲公爵也

㊤事は、莊公二十一年にある。

附莊公二十一年の傳文に「鄭伯之享王也 王以后之鑿鑑予之 號公請器 王予之爵 鄭伯由是始惡於王」とあり、注に「爲僖二十四年鄭執王使張本」とある。

なお、『史記』周本紀「鄭文公怨惠王之入不與厲公爵」の〈集解〉に「服虔曰 惠王以后之鑿鑿與鄭厲公 而獨

與號公玉爵」とある。

傳又怨襄王之與衛滑也

㊤王が、衛を助け、滑のために請うた、ことを怨んだのである。

附『史記』周本紀「又怨襄王之與衛滑」の〈集解〉に「服虔曰 滑 小國 近鄭 世世服從 而更違叛 鄭師伐之

聽命 後自愬於王 王以與衛」とある。

傳故不聽王命而執二子 王怒 將以狄伐鄭 富辰諫曰 不

可 臣聞之 大上以德撫民

㊤親・疏を區別しない、ということである。

團其次親親以相及也

㊤親を先にして疏に及ぼし、恩をおしひろげて義を行なう、ということである。

團昔周公弔二叔之不咸 故封建親戚以蕃屏周

㊤「弔」は、傷（いたむ）である。「咸」は、同である。

周公は、夏・殷（二代）が、その末世に、親戚を疏んじて、滅亡するに至った、ことをいたんだから、廣く自分の兄弟を封じた、ということである。

附注の「弔 傷也」については、『詩』檜風〈匪風〉「中心

弔兮」の毛傳に「弔 傷也」とあるのを参照。

注の「咸 同也」については、『詩』魯頌〈閟宮〉「克咸厥功」の鄭箋に「咸 同也」とあるのを参照。

注の「周公傷夏殷之叔世云云」については、疏に「馬融

以爲夏殷叔世」とあるのを参照。また、昭公六年の傳文

に「夏有亂政而作禹刑 商有亂政而作湯刑 周有亂政而

作九刑 三辟之興 皆叔世也」とあるのを参照。なお、

異説として、疏に「鄭衆賈逵皆以二叔爲管叔蔡叔 傷其

不和睦而流言作亂 故封建親戚」とあり、また、『詩』

小雅〈常棣〉序「常棣 燕兄弟也 閔管蔡之失道 故作

常棣焉」の鄭箋に「周公弔二叔之不咸而使兄弟之恩疏

召公爲作此詩而歌之以親之」とあり、その疏に引く『鄭志』に「張逸問此箋云 周仲文以左氏論之 三辟之興

皆在叔世 謂三代之末 卽二叔宜爲夏殷末也 答曰 此

注左氏者 亦云管蔡耳 又此序子夏所爲 親受聖人 足

自明矣」とある。

團管蔡邲霍魯衛毛聃邴雍曹滕畢原鄭郇 文之昭也

㊤十六國は、いづれもみな、文王の子である。「管」國は、

熒陽の京縣の東北部にあり、「雍」國は、河内の山陽縣の西部にあり、「畢」國は、長安縣の西北部にあり、「鄭」

國は、始平の鄠縣の東部にあった。

團邶晉應韓 武之穆也

㊤四國は、いづれもみな、武王の子である。「應」國は、

襄陽の城父縣の西南部にあり、「韓」國は、河東の郡ざ

かいにあった。河内の野王縣の西北部に邶城がある。

附諸本に従って、注の「襄陽城父縣西」の下に、「南」の

字を補う。なお、李惇『羣經識小』には「僖二十三年傳

遂取焦夷 杜解 夷一名城父 今譙郡城父縣 二十四

年傳 邶晉應韓 杜解 應國在襄陽城父縣 昭十九年傳

大城城父而實大子 杜解 城父 今襄城城父縣 今檢

漢晉地志 漢沛郡有城父縣 晉分沛郡置譙國 城父遂屬

譙國 杜云夷在譙郡城父縣者 是也 至彼二處城父 並

當作父城 漢父城縣本屬潁川郡 晉分潁川置襄城郡 父

城遂屬襄城 漢志父城縣 注云 應鄉 故國 周武王弟所封 杜解蓋本於此 其當爲襄城父城縣無疑 曰襄陽者亦傳寫之謬也 楚實大子之處亦在此地 杜解亦當云父城 蓋此地春秋本名城父 而漢晉志並作父城者 蓋漢時因沛郡有城父縣而改作父城耳」とあり、また、按勘記にも「段玉裁按作襄城父城縣西南 是也」とある。

團凡蔣邢茅胙祭 周公之胤也

㊤「胤」は、嗣（あとつぎ）である。「蔣」は、弋陽の期思縣にあつた。高平の昌邑縣の西部に茅郷があり、東郡の燕縣の西南部に胙亭がある。

附注の「胤 嗣也」については、隱公十一年の傳文「夫許大岳之胤也」の注に「胤 繼也」とあるのを参照。

團召穆公思周德之不類 故糾合宗族于成周而作詩

㊤「類」は、善である（『爾雅』釋詁）。「糾」は、收（あつめる）である。「召穆公」は、周の卿士で、名は虎、

「召」は采地である。扶風の雍縣の東南部に召亭がある。周の厲王の時に、周の徳が衰微し、兄弟の道が缺けてしまったため、召穆公は、東都（成周）に宗族を集め、特にこの周公の（つくった）樂歌をうたった、ということである。（なお）「常棣」の詩は、〈小雅〉に屬する。

附注の「召穆公 周卿士」については、『詩』小雅〈黍苗〉の序疏に「左傳服虔注云 召穆公 王卿士」とあるのを

参照。

注の「名虎」については、『詩』大雅〈江漢〉序「命召公平淮夷」の鄭箋に「召公 召穆公也 名虎」とあるのを参照。

注の「特作此周公之樂歌」の「作」は、下の傳文「召穆公亦云」の注に「周公作詩 召公歌之 故言亦云」とあるから、つくるではなくて、うたうの意に解せられる。

なお、この點については、安井衡『左傳輯釋』に「此節杜解極是 後儒據作詩之言 遂以常棣爲召穆公所作 至有并疑正小雅者 不知下文引常棣之詞 而繼之曰召穆公亦云 是周公作之 召穆公奏之 故曰亦云 亦 亦周公也 蓋作 奏也 始作詩 固謂之作 奏人所作詩 亦謂之作 論語曰 樂其可知也 始作翕如也 召穆公歌常棣之詩以奏樂 故云作詩 不足怪也」とあるのを参照。ちなみに、『國語』周語中「周文公之詩曰 兄弟鬩于牆 外禦其侮」の章注にも「文公之詩者 周公旦之所作 棠棣之詩是也（中略）其後周衰 厲王無道 骨肉恩闕 親親禮廢 宴兄弟之樂絕 故邵穆公思周德之不類 而合其宗族於成周 復循棠棣之歌以親之」とある。

團曰 常棣之華 鄂不韡韡

㊤「常棣」は、棣（にわうめ）である。「鄂」は、鄂然として花が外にひらく様子である。「不韡韡」とは、韡韡

としている、ということである（つまり、反語）。これによって、兄弟が仲よくすれば、強く盛んになり、韓韓然として光り輝く、ということをや喩えたのである。

附注の「常棣 棣也」については、毛傳に「常棣 棣也」とあるのを参照。なお、『爾雅』釋木にも「常棣 棣」とある。

注の「鄂 鄂然華外發」については、毛傳に「鄂 猶鄂鄂然 言外發也」とあるのを参照。

注の「不韓韓 言韓韓云云」については、毛傳に「韓韓 光明也」とあり、その疏に「王（肅）述之曰 不韓韓 言韓韓也 以興兄弟能內睦外禦 則強盛而有光耀 若常棣之華發也」とあるのを参照。

團凡今之人 莫如兄弟

④韓韓とした（光り輝くような）盛榮を招くには、兄弟を親愛するのが一番である、ということである。

團其四章曰 兄弟闕于牆 外禦其侮

⑤「闕」は、いいあらそうさまである。（兄弟は）内輪では不和であっても、外に對しては（一致して）異族の侵陵をふせぐものである、ということである。

附『國語』周語中「兄弟闕于牆 外禦其侮」の章注に「言雖相與俱於牆室之內 猶能外禦異族傷害己者」とあるのを参照。また、『詩』小雅〈正月〉「是以有侮」の鄭箋に

「故用是見侵侮也」とあるのを参照。

團如是 則兄弟雖有小忿 不廢懿親

⑥「懿」は、美である（『爾雅』釋詁）。

附文公十八年の傳文「忠肅共懿宣慈惠和 天下之民謂之八元」の注に、同文がみえる。なお、『詩』大雅〈烝民〉「好是懿德」の毛傳に「懿 美也」とあるのも参照。

團今天子不忍小忿以棄鄭親 其若之何 庸勳親親暱近尊賢 德之大者也

⑦「庸」は、用である。「暱」は、親である。

附注の「庸 用也」については、莊公十四年の傳文「而謀召君者 庸非二乎」等の注に、同文がみえる。なお、『說文』に「庸 用也」とあるのを参照。

注の「暱 親也」については、成公十三年の傳文「暱就寡人」等の注に、同文がみえる。なお、閔公元年の傳文「諸夏親暱 不可弃也」の注に「暱 近也」とあるのを参照。

團卽豐從味與頑用器 姦之大者也 弃德崇姦 禍之大者也

⑧「崇」は、聚（あつめる）である。

附隱公六年の傳文「莒夷蘊崇之」の注に、同文がみえる。

なお、『書』酒誥「矧曰其敢崇飲」の僞孔傳に「崇 聚也」とあるのを参照。

團鄭有平惠之勳

㊦ 平王が東遷したときには、晉と鄭にたより、惠王が出奔したときには、虢と鄭が復歸させた。これが、その勳功である。

附『國語』周語中に「我周之東遷 晉鄭是依 子頹之亂

又鄭之繇定」とあるのを参照。なお、莊公二十一年の傳文に「春胥命于弭 夏同伐王城（注 鄭虢相命）鄭伯將王自圍門入 虢叔自北門入 殺王子頹及五大夫」とある。

團又有厲宣之親

㊧ 鄭の始封の祖の桓公友は、周の厲王の子で、宣王の同母弟である。

附『詩』鄭譜に「初宣王封母弟友於宗周畿內咸林之地 是

爲鄭桓公」とあり、その疏に「漢書地理志云 本周宣王母弟友爲周司徒 食采於宗周畿內 是爲鄭桓公 鄭據此爲說也 春秋之例 母弟稱弟 繁兄爲尊 以異於其餘公子 僖二十四年左傳曰 鄭有厲宣之親 以厲王之子而兼云宣王 明是其母弟也 服虔杜預皆云母弟 鄭世家云宣王庶弟 皇甫謐亦云庶弟 又史記年表云鄭桓公友宣王母弟 世家年表同出馬遷 而自乖異 是無明文可據也」とあるのを参照。

團弃嬖寵而用三良

㊨ 七年に嬖臣の申侯を殺し、十六年に寵子の子華を殺した。「三良」とは、叔詹・堵叔・師叔である。（上の）所謂

「賢を尊ぶ」ということである。

附注の「七年殺嬖臣申侯」については、七年に「鄭殺其大夫申侯」とあり、注に「申侯 鄭卿 專利而不厭」とある。

注の「十六年殺寵子子華也」については、十六年の傳文に「冬十一月乙卯鄭殺子華」とある。なお、七年の傳文に「天子華既爲大子 而求介於大國以弱其國 亦必不免」とあるのを参照。

注の「三良 叔詹堵叔師叔」については、七年の傳文に「鄭有叔詹堵叔師叔三良爲政 未可間也」とある。

注の「所謂尊賢」については、上の疏に「如杜此注 則謂鄭伯尊賢 與上文尊賢乖者 能用三良 則是鄭伯之賢 王則當尊此鄭伯 但杜注省略耳」とある。なお、陸粲『左傳附注』には「此注實誤 孔惡斥言 故云省略也」とある。

團於諸姬爲近

㊩ 道が近いから、親しくするべきである、ということである。

附異説として、『會箋』に「以道略之近爲四德之一 竟覺

不妥 近是親近之近 言桓公爲司徒 武莊爲卿士 世親近於王 與晉衛諸國疏於周室者不同也」とある。

團四德具矣 耳不聽五聲之和爲聾 目不別五色之章爲昧

心不則德義之經爲頑 口不道忠信之言爲嚚 狄皆則之

四姦具矣 周之有懿德也 猶曰莫如兄弟 故封建之

㊤ 周公當時のことだから、「周に美德があった」と言っているのである。

附下の傳文に「今周德既衰」とある。

團其懷柔天下也 猶懼有外侮 扞禦侮者 莫如親親 故以

親屏周 召穆公亦云

㊤ 周公が詩を作り、召公がそれを歌ったから、「亦云」と言っているのである。

團今周德既衰 於是乎又渝周召以從諸姦 無乃不可乎

㊤ 兄弟を親愛するという周公・召公のやり方を變える、ということである。

附隱公六年の傳文「春鄭人來渝平 更成也」の注に「渝

變也」とあるのを參照。

團民未忘禍 王又興之

㊤ 前に子類の亂があり、中頃に叔帶が狄を引き入れるという事件があったから、「民が禍を忘れていない」と言っているのである。

附莊公十九年の傳文に「秋五大夫奉子類以伐王 不克 出奔溫 蘇子奉子類以奔衛 衛師燕師伐周 冬立子類」とあり、僖公十一年の傳文に「夏揚拒泉皐伊維之戎同伐京師 入王城焚東門 王子帶召之也」とある。

團其若文武何

㊤ 文王・武王の功業をだめにしようとしている、ということである。

團王弗聽 使類叔桃子出狄師

㊤ 二子は、周の大夫である。

團夏狄伐鄭取櫟 王德狄人 將以其女爲后 富辰諫曰 不

可 臣聞之曰 報者倦矣 施者未厭

㊤ 「施」は、功勞である。功勞があると、度を越して報酬をほしがる、ということである。

團狄固貪恡 王又啓之 女德無極 婦怨無終

㊤ 女心というものは、近づければ、とどまるところを知らず、遠ざければ、うらみつづけて（いつまでも）已めない、ということである。「終」は、已と同じである。

附『老子』第四十四章に「知足不辱 知止不殆」とあるのを參照。

團狄必爲患 王又弗聽 初甘昭公有寵於惠后

㊤ 「甘昭公」は、王子帶であり、甘に采邑をもっていた。

河南縣の西南部に甘水がある。

附十一年の傳文「王子帶召之也」の注に「王子帶 甘昭公也」とあるのを參照。

團惠后將立之 未及而卒 昭公奔齊

㊤ 齊に奔ったことは、十二年にある。

附十二年の傳文に「王以戎難故 討王子帶 秋王子帶奔齊」とある。

團王復之

㊤ 二十二年にある。

附二十二年の傳文に「王子帶自齊復歸于京師 王召之也」とある。

團又通於隗氏

㊤ 「隗氏」は、王が立てた狄の後である。

團王替隗氏

㊤ 「替」は、廢である。

附七年の傳文「君盟替矣」の注に、同文がみえる。なお、

『爾雅』釋言に「替 廢也」とあるのを参照。

團顏叔桃子曰 我實使狄 狄其怨我 遂奉大叔 以狄師攻王 王御士將禦之

㊤ 『周禮』では、王の御士は十二人である。

附『周禮』夏官の序官に「御僕 下士十有二人」とある。

團王曰 先后其謂我何

㊤ 「先后」とは、惠後のことである。大叔を誅すれば、先の遺志に反することになる、ということである。

附上の傳文に「初甘昭公有寵於惠后 惠后將立之 未及而卒」とある。

團寧使諸侯圖之 王遂出 及坎飲 國人納之

㊤ 「坎飲」は、周地で、河南の鞏縣の東部にあった。

附『水經注』洛水に「服虔亦以爲鞏東邑名也」とあるのを参照。

團秋顏叔桃子奉大叔 以狄師伐周 大敗周師 獲周公忌父

原伯毛伯富辰

㊤ 「原」「毛」は、いづれもみな、采邑である。

團王出適鄭 處於汜

㊤ 「汜」は、鄭の南汜である。襄城縣の南部にあった。

附成公七年の傳文「秋楚子重伐鄭 師于汜」の注に「汜 鄭地 在襄城縣南」とあるのを参照。

團大叔以隗氏居于溫

團鄭子華之弟子臧出奔宋

㊤ 十六年に（兄の）子華が殺されたからである。

附十六年の傳文に「冬十一月乙卯鄭殺子華」とある。

團好聚鵠冠

㊤ 「鵠」は、鳥の名である。鵠の羽をあつめて冠をつくったのであり、違法な服裝である。

附『漢書』五行志中之上「左氏傳曰 鄭子臧好聚鵠冠」の注に「張晏曰 鵠鳥赤足黃文 以其毛飾冠」とあるのを

参照。

傳鄭伯聞而惡之

㊤ 子臧の服裝が違法であるのをにくんだのである。

傳使盜誘之 八月盜殺之于陳宋之間 君子曰 服之不衷 身之災也

㊥ 「衷」は、適と同じである。

附莊公六年の傳文「必度於本末 而後立衷焉」の注に「衷 節適也」とあり、昭公十六年の傳文「發命之不衷」の注に「衷 當也」とあるのを参照。

傳詩曰 彼己之子 不稱其服

㊦ 「詩」は、曹風（候人）であり、小人が（高貴な）位にいることを譏ったのである。あの人の徳は、その服裝につりあっていない、ということである。

附「詩」曹風（候人）の序に「候人刺近小人也」とあるのを参照。また、同本文「彼其之子 不稱其服」の鄭箋に「不稱者 言德薄而服尊」とあるのを参照。

傳子臧之服 不稱也夫 詩曰 自貽伊戚 其子臧之謂矣 ㊧ 「詩」は、小雅（小明）である。「詒」は、遺（おくる）

であり、「戚」は、憂である。自らに憂いをおくった（自ら憂いをまねいた）という點に（義を）取ったのである。

附毛傳に「感 憂也」とあり、鄭箋に「詒 遺也」とあるのを参照。

なお、傳文の「子臧之服」については、王引之『經義述

聞』に「釋文服作及云 一本作服 家大人曰 作及者是也 及謂及於難 言子臧之所以及於難者 由服之不稱也 但言不稱而不言服者 蒙上文不稱其服而省也 子臧之及 承上身之災也而言 下文自貽伊戚 其子臧之謂矣 又承子臧之及而言 若作子臧之服 則非其指矣 服字右半與及相似 又涉上文兩服字而誤」とある。

傳夏書曰 地平天成 稱也

㊨ 「夏書」は、逸書である。「地がその化育をしあげ、天がその恵施をしとげる（？）」「といったように、上下がつりあうのが、よろしい、ということである。

附注の「夏書 逸書」については、莊公八年の傳文「夏書曰 皐陶邁種德」の注に、同文がみえる。なお、その附を参照。ちなみに、この「地平天成」の句も、偽古文の〈大禹謨〉に拾われている。

注の「地平其化 天成其施」については、文公十八年の傳文「地平天成」の注に「成亦平也」とあるのを参照。

傳宋及楚平 宋成公如楚 還 入於鄭 鄭伯將享之 問禮 於皇武子

㊩ 「皇武子」は、鄭の卿である。

傳對曰 宋 先代之後也 於周爲客 天子有事 膳焉

㊪ 「有事」とは、宗廟を祭るのである。「膳」は、祭の肉

である。尊ぶから、祭の肉を分けあたえるのである。

附成公十三年の傳文に「國之大事 在祀與戎 祀有執膳」とあり、注に「膳 祭肉」とあるのを参照。

團有喪 拜焉

㊦ 宋が周の喪を弔えば、王は特別に拜謝するのである。

團豐厚可也 鄭伯從之 享宋公有加 禮也

㊧ 禮物を事に追加した、ということである。鄭がよく先代（の後裔）を尊んだことをほめたのである。

團冬王使來告難曰 不穀不德 得罪于母氏之寵子帶 鄆在鄭地汜

㊨ 「鄆」は、野である。

附按勘記に従って、傳文の「母弟之寵子帶」の「弟」を、「氏」に改める。

團敢告叔父

㊩ 天子は、同姓の諸侯のことを、「叔父」とよぶのである。

附『禮記』曲禮下に「天子 同姓謂之叔父」とあるのを参照。

團臧文仲對曰 天子蒙塵于外 敢不奔問官守

㊪ 「官守」とは、王の羣臣のことである。

團王使簡師父告于晉 使左鄆父告于秦

㊫ 二子は、周の大夫である。

團天子無出 書曰天王出居于鄭 辟母弟之難也

㊬ 叔帶は、襄王の同母弟である。

團天子凶服降名 禮也

㊭ 「凶服」は、素服（白ぎぬの服）である。「降名」とは、「不穀」と稱したことである。

附注の「凶服 素服」については、三十三年の傳文に「秦伯素服郊次 鄉師而哭」とあるのを参照。

注の「降名 稱不穀」については、四年の傳文「齊侯曰 豈不穀是爲」の注に「孤寡不穀 諸侯謙稱」とあるのを参照。

團鄭伯與孔將鉏石甲父侯宣多省視官具于汜

㊮ 三子は、鄭の大夫である。官司を視察し、器具をそろえ（させ）たのである。

附注の「省」は、あるいは、見舞うの意かも知れない。なお、異説として、傳遜『春秋左傳屬事』に「官 官司具 器具」とあり、また、同『左傳註解辨誤』に「杜云

省官司具器用 是以省視對具字 以具爲活字用 非也 蓋言省視 則備辦之意在其中 以官司對器具 而以省視實之也」とある。

團而後聽其私政 禮也

㊯ 君を先にし、自分を後まわしにする、という禮に、適つ

たのである。

④ 團衛人將伐邢 禮至曰 不得其守 國不可得也
 「禮至」は、衛の大夫である。「守」とは、邢の正卿の
 國子をいう。

附二十五年の傳文に「春衛人伐邢 二禮從國子巡城 掖以
 赴外 殺之」とある。

④ 團我請昆弟仕焉 乃往 得仕
 あくる年の「滅邢」のために傳したのである。
 附二十五年に「春王正月丙午衛侯燬滅邢」とある。